



官版
 國法汎論
 下帙
 第四冊

2

7保7
 5157
 8-3



門保7
5/57
8-5

明治六年刊行

イ、カ、ブルン 著
從五位加藤弘之 譯

國法汎論

文部省



下帙第四冊

國法汎論卷之七 上 目錄

國家職務及真ノ政令

- 第一款 國家職務ノ品類及法ニ關セリ性
- 第二款 國家官吏ノ任用
- 第三款 國家官吏ノ權利及義務
- 第四款 國家職務ノ止息
- 第五款 輔弼ノ官

國法汎論

上 目錄

文部省

法汎論卷之七上



瑞士イカブルン著

加藤弘之譯

國家ノ職務、スタットツチ及、アライゲレン真ノ政令、キハ直ニ政令ヲ施スルハ、然リトシテ立法、司法、行政等、皆政令ノ如キハ、直ニ政令ヲ施スル者ハ、獨施ス權柄ヲ以テ、他ノ權柄ト區別スルナリ、

第一款 國家職務ノ品類、アル及、ニ法ニ關セ

ル性、按國家職務ノ性ニ品アリ、則法ニ關セ、者ト、道ニ關セ、ハ、唯法ニ關セ、性ヲ論ス、道ニ關

科セル性ハ、専ラ道義學

〔第一〕國家職務ナル稱ノ真義、全ク開明セシハ、實ニ近今國家ノ真理始テ開明セシニ由ルナリ、故ニ中古ノ世ニ於テハ、國家職務中ニ、私法ノ意ヲ混交シ、又其後ニ至リテハ、君權無限ノ意モ、其ニ之ニ錯交シテ、其公正ナル所以ヲ褻瀆シタリキ、凡ソ國家職務ト云ヘル言辭ハ、以テ能ク二義ヲ徴スルニ足レリ、即チ其一ハ、國家元首ノ特任ヲ以テ、公事ヲ掌ルノ義、其二ハ、國家ノ為ニ、公事ヲ掌ルノ義ナリ、故ニ此ノ如キ特任ヲ膺シ、以テ國家

ノ為ニ、其權ヲ施行スル者ニアラサレハ、決シテ國家官吏チスト稱ス可ラス、子ト稱ス可ラス、ト稱ス可ラス、ト稱ス可ラス、

○〔按〕國家職務ト云ヘル語言ハ、本文論スルカ如キニ義ヲ掲徴スルカ故ニ、此ニ義中其一ヲ缺ク者ハ、國家ノ職務ト目スルヲ得ス、故ニ縱令ニ國事ヲ掌ルモ、特ニ君主ノ委任ヲ受ケサル者、及ヒ君主ノ委任ヲ受クルモ、亦國事ヲ掌ラサル者等ハ、決シテ國家官吏ト稱ス可ラス、此論詳ニブルンキリ氏ノ國家學韻府未タ譯本ナリ、國家職務ノ部ニ見ユ、

國法論 卷之上 二 文下

是故ニ立法府ノ議員、州會ノ議員、プロヒンチア
 及、ゲスフル子〔按卷之六第十七款、口ニ出ツ、猶詳ナルハ、卷之八ニ就テ看ル可シ、〕
 ハ勿論、其他邑官、ゲマインデ〔按裁アトホカトト判所〕
 ナリ、詳ナルハ、被告人ニ代リテ、辨論スル官及ヒ
 王室ノ私臣等ニ至テモ、通例國家官吏ト稱ス可
 ラス、且、國事ト神事ヲ、全ク分別セル國ニ於テハ、
 官吏ニアラス、凡、以上諸官吏ニ於テハ、或ハ公事
 ヲ掌ルモ、全ク君主ヨリ、其職掌ヲ受ケス、或ハ其
 職務、國家ノ事上ニ、關係ナケレハナリ、
 官吏ニアラス、凡、以上諸官吏ニ於テハ、或ハ公事
 ヲ掌ルモ、全ク君主ヨリ、其職掌ヲ受ケス、或ハ其
 職務、國家ノ事上ニ、關係ナケレハナリ、

〔第二〕國家職務ノ品類異ナルニ隨テ、各其職官ア
 リ、故ニ國家ノ各職官ハ、則國家全體ノ部分ニシ
 テ、皆固ヨリ各殊ノ職務ヲ掌ル權有リ、是ヲ以テ、
 各職官皆之ニ充ツル所ノ官負アリテ、必、其意見
 ヲ以テ、其職務ヲ行フヲ要ス、但、權勢ニ至テハ、限
 制スル所ナキニアラス、○是故ニ國家官吏ト泛
 稱スルキハ、必、國家元首ヨリ寄托セラレタル職
 掌ヲ、自己ノ意思ヲ以テ、施行シ得ル者ヲ指目ス、
 去レテ真ニ國家官吏ト稱スヘキハ、君主ヨリ制
 馭ノ權ヲオブリ、ゲワルトトテ、寄托セラレテ、之ヲ施

行スル者ヲ云フノミ、其餘ニ至テハ、絶テ國家ノ
 權柄ヲ、負荷スル者ニアラス、唯教育、或ハ經濟等、
 其他諸務ノ分課ヲ授托セラレタル者ト云フヘ
 シ、是故ニ此等ノ官吏ハ、適當セル古語ヲ以テ之
 ヲ目セハ、唯公務官吏（ト云フヘントリゲルト稱ス可キ
 ノミ、

例ハハ公學ノ博士、ソプロハ教官、レハ公病院ノ督
 務、トチレク、（ト云フヘントリゲルト稱ス可キ 醫官、ツアル、及、公務醫官、（ト云フヘントリゲルト稱ス可キ 按、横死者ノ屍
 體ヲ檢査スルヲ掌ル醫官、及ヒ衣食住等、其他總
 テ一般ノ健康ニ利害アル者ヲ檢査スルヲ掌ル
 醫官等、公務建築官（ト云フヘントリゲルト稱ス可キ 公屬ノ堤防橋梁等ノ建築ヲ
 掌ル

等、其他出納官、（ト云フヘントリゲルト稱ス可キ 官地稅官、（ト云フヘントリゲルト稱ス可キ 如キ財務官吏等ハ、皆公務官吏ナリ、（ト云フヘントリゲルト稱ス可キ 眞ノ國家官吏中ニ就テ、又政官、（ト云フヘントリゲルト稱ス可キ 官（ト云フヘントリゲルト稱ス可キ ヲスチツ、ノ別アリ、乃チ政官ナル者ハ、實ニ政令
 ノ權ヲ施行スル者ナリ、故ニ其職掌内ニ於テ、公
 利公益ニ緊要ナルトハ、必ス命令指揮シ、以テ之ヲ
 舉行スル權アリ、但シ是等ノトヲ為スニ於テ、敢テ
 專斷スル能ハス、必ス上官ノ命ヲ俟サルヲ得サル
 ナリ、○然ルニ法官ハ之ニ反シ、敢テ自己ノ意見
 ヲ以テ、公利公益ニ緊要ナルト否トヲ考定スル

ヲ得ス、既ニ規定セル現存ノ法ヲ司守シ、獨之ニ
 由リテ、審判裁斷スルヲ得ルノミ、但、此事ヲ行フ
 ニ就テハ、敢テ政府ノ命令指揮ニ束縛セラルル、
 ヲ要セス、專ラ自己ノ知識ヲ用ヒテ可ナリ、是故
 ニ常規ニ由テ之ヲ論スレハ、政官ハ、專ラ自由ニ
 處分スル者ト云フ可ク、法官ハ、專ラ法制ヲ謹守
 シテ、處分スル者ト云フ可キ、

第三 以上政官法官ノ外、猶一種補助官吏ソスタリ
ンゲスゲルテ、又ト稱スル者アリ、此官吏モ、亦決
アムツゲルヘ、シテ國家ノ官吏ニアラスト云フ可ラス、然レモ

其素性タル、真ノ職官アル者ニアラス、故ニ亦職
 權ヲ有セス、尚且獨立セル職掌ヲ有セス、唯上官
 ニ隨屬シテ、其補助ヲ為スノミ、則チ吏官カシラ
 諸公局ノ監督アウフセーハル、イシ、モヘントリ
ヘ、アーンスタルト、按、公學校、公病
 院等ノ監督、財務補助官ヒナシ、ツ、等是ナリ、○是等
 諸官吏モ亦、公務ヲ處分スルヲ以テ、猶僅ニ心思
 ニ係レル職掌有リ、是ヲ以テ之ヲ國家官吏ノ部
 ニ列セサルヲ得サルナリ、然ルニ又職務上ニ於
 テ、自己ノ心思ヲ勞スルヲ須ヒス、唯上官ノ吩咐
 ニノミ、承奉スルカ如キ、卑官ニ至リテハ、縱令國

家ノ為ニ必要ナル者ト雖氏、決シテ國家官吏ト稱スルニ足ラス、則使丁、イ、ラカ守門卒、ホル、チ學校輕卒、ペ、デ裁判局輕卒、フ、ソ、イ、ベル、及、ゲ、リ、子、ル、邏卒、ス、ゲ、等即是ナリ、故ニ此輩ハ、唯國家ノ奴僕ツスベデ、テ、ト稱ス可レ、是ヲ以テ此輩ノ國家ニ對セル權利ニ於テハ、國家官吏ノ國家ニ對セル權利ト同一ニ、國法ヲ以テ論ス可ラス、唯私法ノ使役合約ヘ、ゲ、ル、トダラストノ規律ニ從テ、論ス可レ、
 〔第四〕國家官吏ノ中、復文官、ナ、ヒ、武官ル、ト別アリ、此區別ハ、素羅馬帝コンスタンチ

ン、テ、ゴロ一セ、紀元二百七十四年ニ生、時ニ於テ、判然創立セシ者ニシテ、今猶全ク存ス、○但武官ノ中ニ於テハ、獨將校オ、ヒ、ノニ、國家官吏ト稱ス可レ、兵卒、ソ、ル、ダノ如キニ至テハ、決シテ國家官吏ト云フニ足ラス、何者、號令ヲ司ル者ハ、獨將校ノミニシテ、兵卒ハ之ニ預ラス、必竟兵卒ノ兵役ニ從事スルノ義ハ、或ハ國民タル者悉皆兵役ニ從事ス可キノ義務アルニ出テ、或ハ私法ノ規律ヲ以テ、僱役セラル、ニ由ルヲ以テナリ、○武官ノ文官ト相異ナル所以ハ、殊ニ其規律嚴肅

ヲ主トシテ、唯命是レ奉セサル可ラサルノ法アルト、及其職タル、實ニ自ラ處分スルノ權アラシテ、殆唯其命セラル、所ヲ奉行スルト、此二件ニ在リ、

〔第五〕在昔或ハ國家官吏ノ國家ニ對セル權利ヲ取テ、合約ヲ結フ所ノ、私法規律ニ相同レカル可シト、説ク者アリシト雖モ、其理決シテ此ノ如クナラス、真ニ國法ノ規律ニ出ル者ナリ、是故ニマシダトト、（按）甲乙二人互ニ合約シ、甲某事ヲ以テ、（受）カトト云フ但シ、唯其榮譽ヲ欣フ為ニ為スナ

リ、或ハ卑賤ナル傭役合約（按）傭錢ヲ以テ傭役スル約ノ理ヲ以テ、國家職官ヲ論スルカ如キハ、大ナル謬ト云フヘシ、抑、國家職官ノ授任罷黜、及奉職等ノ一、一モマシダトト若クハ傭役合約ノ理ニ合スル者ナシ、

凡、國家職官ハ、國家タル者、公事ノ為ニ、其意見ヲ以テ授任スル者ナリ、而シテ之ヲ授任宣言（ア）スリテクルレト、ト號ス、但儘之ヲ別種憲法（ア）スルベシゲセト稱スルモノアリト雖モ、其語甚々妥當ヲ缺ケハ、聽用ス可ラス、何者、授任宣言ハ、通常立法府

ノ施行スル所ニアラス、君主國ニテハ、君主必之ヲ施行シ、民主國ニテハ、儘又民選ニ出レハナリ、○或ハ外國人ヲ、國家公事ノ為ニ、使役セント欲スル時ハ、預其旨ヲ本人ニ示シ、其唯諾ヲ得、相約シ、然後ニ公然之ニ職務ヲ授與スト雖モ、國家敢テ之ヲ外國人ニ請願スト云フ可ラス、國家ハ必、外國人ノ上ニ在リテ、專ラ其意見ヲ以テ、外國人ニ職務ヲ授與スル者ナリ、是故ニ時アリテ、右合約ヲ為セシ後、若國家其約ヲ破リ、外國人ニ職務ヲ授與セサルコトアリテ、外國人其違約ヲ、私法ニ

因テ、法院ニ訴フルコト能ハス、縱令之ヲ訴フル所、法院亦之ヲ國家ニ責メテ、決シテ此合約ヲ遂ケシムルノ權ナシ、但國家此ノ如キ合約ニ背クノ故ヲ以テ、外國人全ク私法ノ規律ニ属シタル償金ヲ、交受スルコトハ許ス可シ、按例ハ外國人ヲ、約シテ、國家遂ニ此約ヲ破リタルハ、外國人政府ヨリ償金ヲ取ルハ、當然ノコトナリ、國家職官ノ真ニ國家職官タル所以ハ、其職分タル、素國家ノ為ニ設クル所ニシテ、全ク公事ニ係リ、且其活動宛モ有機體ノ活動ニ相同シキニ在リ、○故ニ總テ職官ナル者ハ、國家ノ生濟ニ於テ、

必需ナルヲ以テ、其榮養ノ為ニ設ル者ナリ、決シテ職官ヲ荷フ人ノ為ニ、設クル者ニアラス、○是故ニ唯私入ヲ利スルカ為ニ、職官ヲ與ヘ、或ハ職官ヲ以テ、私事ヲ營ムノ具ト為スカ如キハ、大ニ不可ナリ、中古ノ時、各國ニ於テ、此ノ如キ事數行ハレ、且、輓近ニ至リテモ、佛國ニ於テ、尚此ノ如キ事行ハレレハ、必竟國家ノ真理、未タ全ク開明セサルヲ以テ、國法猶私法ノ為ニ束縛セラレ、其能力ヲ全伸スル能ハサリシニ坐スルナリ、

①〔按〕有機體ハ、即、活物ナリ、活物ナル者ハ、各

精神體軀アリテ、精神自ラ能ク活動シ、亦能ク體軀ヲ活動セシム、金石土塊等ノ無機體、或ハ人造器械等ノ、自ラ活動スル能ハサルカ如キニアラス、茲ニ國家職官活動ノ力ヲ以テ、有機體ノ活動ニ比スルハ、國家職官タル者ハ、唯國家元首ノ命ノミ奉承スルニアラス、必ヤ自己ノ意見ニ隨テ、謀畫區處シ、自ラ其責ヲ盡スヲ以テナリ、

職官ニ附加スル所ノ俸祿ヅベソダ、ノ如キハ、實ニ私法ノ理ニ出ル者ナリ、故ニ俸祿ノ有無、職官タ

ルノ理ニ於テ、決シテ利害アルコトナシ、既ニ古來
 俸祿ヲ附加セサル職官儘之アリ、然レ氏之カ為
 ニ、職官ノ理、少モ變ルコトアラサリシハ、蓋職官俸
 祿ノ有無ニ關セサルノ明證ナリ、

第二款

國家官吏ノ任用
ツ
 子
 ル
 デ
 ー
 ス
 タ
 ル
 ル

〔第二〕近今ハ職官ヲ世襲スルノ風、止ミタレ氏中
 古ノ世ニハ、歐洲各國共ニ、世襲ノ職官多ク、子々
 孫々同官ヲ繼襲セシ故ヲ以テ、其威權殆、王侯ノ

如クナルニ至リテ、遂ニ國家ノ一致、及、序次ヲ害
 シタリキ、元來職官ヲ負荷スル所ノ人ハ、能ク其
 任ニ堪ヘ、其責ニ任スルノ器ヲ備フル事甚、緊要
 ナリ、然ルニ能ク其任ニ堪ヘ、其責ニ任スルノ器
 ハ、子々孫々決シテ能ク世傳スル所ニアラスシ
 テ、唯其人ニ存スル者ナリ、是故ニ職官ヲ世襲ス
 ルノ法ハ、人材ヲ得ルノ法ニアラス、却テ人材薦
 舉ノ道ヲ梗塞スル者ニシテ、國家ニ害アル鮮カ
 ラス、
 但シ近今ト雖、氏、全ク世襲ノ官ナキニハアラス、

去レ、氏多クハ唯其人ニ榮譽ヲ與フルカ為ニ授クル者ニシテ、決シテ職掌アル官ニアラサレハ、殆有名無實ノ者ナリ、例ヘハ王室ノ世襲職官ルエ
 ア、ホス、ノ如キ是ナリ、（按）貴族等ニ榮譽ヲ與フル
 ア、ハト、ノ如キ是ナリ、（按）為ニ、皇國ノ侍從等ニ
 類セル官ヲ授ケテ、世襲セシムル國アリ、去レ、實
 二其職ヲ奉スルニアラス、唯盛典祭儀等ノ時其
 席ニ列スル
 ノミナリ

〔第二〕古時ノ民主國ニ於テハ、職官授任ノ期限ヲ定メテ、僅ニ數年間ト為スノ法、徧ク流行シ、而シテ或ハ再任ヲ許シ、或ハ再任ヲ許ササルモアリキ、方今ノ民主國ニ於テモ亦、此ノ如キ授任期限

ヲ定ムル職官アリ、殊ニ瑞士國ニ於テ此法ヲ用ス、○邑官デアマイト、ノ如キハ、固ヨリ大ニ才力ノ鍛練ヲ要スルヲ甚、罕ナレハ、右ノ如ク授任ノ期限ヲ定ムト雖、氏、事ニ就テ甚、妨、ナシ、去レ、氏國家官吏ノ如キハ、實ニ積年累月、其職ニ鍛練習熟セサル可カラス、而シテ近令萬事學術ヲ要スル世ニ方リテハ、此事最モ緊要ナレハ、右ノ如ク授任ノ期限ヲ定ムルカ如キハ、施政上實ニ大害アリ、凡此ノ如キ期限ヲ立テタル國ニ於テハ、其弊ノ赴ク所各人自己ノ榮利ヲ求メント欲シ、比朋黨與

其志ヲ達セント欲シ、皆相争軋シテ、國家ノ職官
 ヲ得ルヲ願フカ故ニ、官吏ノ交換スルヲ、頻數ニ
 レテ、且之ヲ為ニ、國家ノ存在ヲ傷ヒ、其安寧ヲ破
 リ、遂ニ職官ノ遠大ナル能力ヲ損壞スル、甚々甚カ
 ラスレテ、其國家ニ害アルヤ、實ニ大ナリ、是故ニ
 授任ノ期限ヲ立ルノ法ハ、其任ニ適セサル官吏
 ヲ罷メ、若クハ民人ノ信ヲ失ヘル有司ヲ黜ク、實
 ニ其責ニ任スヘキ英材ヲ擧テ、之ニ代ハラシム
 ルニハ、頗ル利アレド、此利ハ上ニ論スル所ノ諸
 弊害ヲ償フニハ足ラスナルナリ。○但、貴族政治ノ

ラトチ、カノ國ニテハ、萬事恒常ヲ守リ、且、適度ヲ失
 ハサルヲ好ムノ風行ハル、カ故ニ、此ノ如ク職
 官授任ノ期限ヲ立ルモ、甚々害ナレトイヘド、民人
 政治^{ラデモ}チカノ國ハ、全ク之ニ反レテ、素、官吏ノ交
 換ヲ好テ、職官授任ノ短キヲ欲スルノ僻アルカ
 故ニ、此ノ如キ制度ハ實ニ害アリ、加之、此ノ如キ
 制度アルキハ、知能ノ士ハ、寧、他業ヲ撰ムモ、敢テ
 仕官ヲ潔トセサルニ至ルカ故、國家人材ヲ得ル
 事甚々難ク、且、議論屢、變遷スルカ為ニ、確乎タル條
 理立、スレテ、遂ニ知能ノ士ヲ驅除スルノ弊害ア

り、甚恐ルヘシ、

第三職官ノ授任ヲ應諾スルト否トハ、本人ノ自由ニ任スルコト當然ニシテ、既ニ一般ノ通則トナレリ、但、國家ノ職務タル、素、國家ト本人トノ、契約ニ出ルヲ以テノ故ニアラス、元來人ノ精神才智ノ上ニ係レル職務ヲ、他人ヨリ強逼シテ、奉セシメント欲スルモ、決シテ得ヘキニアラス、且、縱令本人自ラ之ヲ奉スルモ、唯勢己ムヲ得サルニ出ルキハ、決シテ功益ノアル可キニアラス、唯實ニ本人自ラ好テ、其職官ヲ應諾セル時ノミ、又好テ

能ク勉勵スヘキヲ以テナリ、加之、政府其臣民ヲシテ、國家ノ為、特別ニ勞苦セシムルノ理モ、亦決シテアラサレハナリ、○此規律ハ、方今君主民主ノ各國ニ於テ、共ニ皆從用ス

但、國家ノ職官トイヘバ、殆、邑官ニ類スル者、若クハ邑官ト相關涉スル者ニ至リテハ、此例ヲ以テ論ス可ラサル者アリ、蓋、是等官吏ハ、其才能ヲ要スルト甚少ク、且ツ其人數ハ甚、許多ヲ要スルカ故ニ、其職務ハ凡、臣民、悉皆當然盡スヘキ職務ト同一理ナリト視做シテ、全ク本人ノ自由ニ任セ

サルトト為セシナリ、

〔第四〕國家ノ職官ニ適應スヘキ人材ヲ、考試スルノ方法ニ於テハ、獨乙ノ任官規制ニベアムテハ、殊ニ嚴密ニシテ、實ニ官試ニシタフツグ、ニ於テ、及第セレ者ニアラサレハ、任用スルヲナシ、蓋此規律ノ善良ナルヲハ、敢テ疑フ可ラス、他各國ニ於テ、官吏ヲ選任スルニ、必、求官生カシガダト即者ナノ考試簿ニ由ルヲ要セサルカ如キ比ニアラス、○官試法アル所ハ、既ニ學術習熟ヲ經テ、能ク其任ニ適スヘキ者ニアラサレハ、任用セラル

ルヲナク、且、又在廷ノ官吏、動モスレハ其比朋黨與ニ脅サレ、及、王室ノ為、ニ欺カレ、漫ニ事ヲ誤ルカ如キ、弊害決レテ生スルヲナク、其他少年ニシテ有志ノ徒、專ラ學習ヲ以テ、就官ノ正路ト為シ、決レテ僥倖ヲ得ント欲スル者ナク、尚且、不學無識者等、浪リニ就官ノ志ヲ起スカ如キ弊害モ亦、決レテアルヲナレ、○然レ、徒ニ此法ノミヲ抹守スルハ、甚、不可ナリ、時アリテハ、儘此法ニ由ラサルヲモ無ル可ラス、凡、外國人ヲ任用セント欲スルニ方リテ、官試ヲ要セスト雖、其材能顯然タ

ル時ハ勿論、縱令國人ト雖、實ニ賢俊ノ徒ヲ舉
ル時ニ方リテハ、敢テ考試ヲ用フ可ラス、蓋天性
聰敏ノ徒ハ、縱令學習ノ常規ヲ踏マサルモ、儘大
ニ有為ノ才能ヲ顯スコトアリ、然ルヲ唯學習ノ常
規ヲ踏マサルノ故ヲ以テ、徒ラニ之ヲ任用セサ
ルハ、實ニ政府ノ迷誤ニアラスヤ、例ヘハ、議官ニス
テ、及、スターツラート議官等ノ如キ、當路輔
弼ノ才能ヲ要スル官、及、大學博士ノプロノ如キ、
學識ノ廣博ヲ要スル官ニ、任用スヘキ人物ニ於
ケルカ如キ、即是ナリ、但此ノ如キ規律外ノ事ヲ

行フニ當リテハ、是ニ由リ或ハ遂ニ規律ヲ傷害
スルノ患、全クアラストハ云フ可ラス、然レ能ク
着意シテ此事ヲ為セハ、此患ヲ防ク、亦甚難キニ
アラス、
右論スルカ如ク、獨乙ノ法ハ、大ニ他各國ノ法ニ
優リテ、良善ト稱ス可シ、然レ弊害モ亦之ニ加ハ
リテ、動モスレハ、其佳好ノ葉實ヲ損敗スルコトナ
キニアラス、弊害トハ何ソヤ、獨乙ニテハ、始テ求
官生ヲ官ニ莅任シ、或ハ既ニ官ニ就ケル者ヲ、猶
高官ニ登用スル等、多クハ唯從來勤仕セル年數

國法論 卷七 文部省 十五

ノ多少ニ拘リテ、專ラ其材能ヲ論セサルヲ云フ
 ナリ、○凡、天性敏捷ナル者、數年間、卑官ニ在リテ、
 催エニ類セル賤役ヲ為スルハ、遂ニ是ニ由テ、其
 英氣疲倦挫摧シ、全ク天性ヲ耗スルニ至ル可シ、
 故ニ數年ノ後、始テ擢シテ、高官ニ用ヒラレ、重職
 ヲ委托セララル、氏、既ニ疲倦挫摧セル衰叟、豈能
 ク國家ノ用ヲ為スニ足ル可ケンヤ、○但、此弊害
 タル、素ト任官規制ノ惡レキカ為、ニ生シタルニ
 ハアラズ、全ク官吏權ヲ專ラニスルノ惡習ヨリ
 生シテ、漸ク增益シタルニ由ルナリ、

○〔按〕始テ官ニ任用スルニ、從來勤仕セル年
 數ノ多少ヲ以テスルト云ヘルヲ、甚解ス可
 ラス、去氏既ニ考試ヲ受ケ、未、官ニ就カサル
 時、姑ク試補トナリテ、其職掌ヲ試習スル
 アリ、蓋、此試習ノ年數ヲ云フ歟、
 考試ノ方、通常分ッテ二次トス、乃其一次ノ考試ハ、
 全ク大學ノ業課ヲ卒タル後ニ施ス者ニシテ、之
 ヲ學事考試トオレフンダ、ト云フ、即、博士之ヲ掌
 ナリ、凡、此考試ニ於テハ、考試ヲ為ス者モ亦考試
 ヲ受ル者モ、共ニ其材能ニ適セル事ヲ為スカ故

ニ、其宜シキヲ得ルヲ決シテ他方法ノ及フヘキ
 ニアラス、且、此考試ノ方法良善ナルキハ、風教自
 ラ後來大學生徒ノ志ヲ獎勵スル、甚、勸カラスト
 ス、其二次ノ考試ハ、即實事ノ考試
 〔按〕財務ノ官ニ任用セント欲スル者ハ、財務ノ實
 際ヲ考試シ、外務ノ官ニ任用セント欲スル者ハ、
 外務ノ實際ヲ考ト稱ス、○凡、求官生ナル者、必、法
 科及政科共ニ、其大要ヲ研究セサル可ラサルハ、
 固ヨリ論ヲ俟タス、去、氏一人ニシテ、法政諸科ヲ
 併セ研究シテ、法政ノ二官ヲ兼攝スルニ堪ユル
 者ハ、世上殆、罕ナルヲ以テ、求官生ノ自ラ好ム所

ニ隨ヒ、一科ニ就テ、或ハ專ラ法科ヲ修メシメ、或
 ハ專ラ政科ヲ講セシムルヲ甚、緊要ナリ、然ルニ
 求官生ヲシテ、漫ニ數科ヲ學テ、徒ラニ廣博ニ涉
 ラシメント欲スルハ、却テ其好ム所ノ一科ヲ專
 修セント欲スルノ志ヲ挫折シテ、遂ニ其材能ノ
 發達ヲ妨害スルナリ、然ルニ獨乙ノ考試ハ、必、真
 ノ法學
 〔按〕博
 ノ法學クアイゲント云フキハ、國法列國法ヲ始、民法、
 訴訟法、治罪法、刑法、商法、其他理財學等ヲ、總稱ス
 トイハ、氏、其中ニ就テ、國法、及、理財學ヲ除テ、其
 餘ノ者ヲ真ノ法ヲ考試スルヲ主トシテ、國法學
 學ト稱スルナリ、
 理財學
 等ノ優劣ニ注意スルヲ、甚

少レ、蓋獨乙考試法ノ宿弊ナリ、
 卑賤ナル官吏ヲ任用スルニハ、敢テ官試ヲ要セ
 ス、只管預實地ニ練熟シ、殊ニハ唯記録ヲ掌ルニ
 堪ユレハ、乃可ナリ、

他各國ニ於テ用ユル所ノ任官規制ハ、獨乙ノ如
 ク確實ナラス、又整備セズ、故ニ立憲君主國、及民
 主國共ニ、動モスレハ朋黨相引クノ風盛ナルカ
 故ニ、大臣或ハ權臣ノ黨與首長等ト、治體ニ於テ
 志ヲ同ウスル者、若クハ其寵遇ヲ受ル者ハ、未曾
 テ學業ヲ研究セズ、未曾テ實際ニ練磨セストイ

ヘ、頻ニ能ク任用セラレ、又既ニ學業ヲ研究シ、
 復能ク實際ニ練磨シテ、頗ル任ニ堪ユヘキ者ト
 雖、大臣若クハ權臣ノ黨與首長ノ、同志寵者ニ
 アラサレハ、決シテ任用セラレサルノ弊アリ、
 ○政令ノ處置ニ就テ、多黨相分レ、互ニ相争フ時
 ニ於テ、政府其權力ニ損害ナキヲ欲セハ、必、政府
 ト志ヲ共ニシ、論ヲ同ウスル者ヲ舉テ、之ヲ任用
 スルコト、殊ニ緊要ナリ、去レ、同朋相引クノ勢甚盛
 ニシテ、大臣等好惡愛憎ヲ恣ニシ、偏ニ同志寵者
 ノミヲ舉ルルハ、遂ニ國家ノ職務、其本意ヲ失ヒ、

且、朋黨常ニ相争フカ為、政令ノ目的全ク動亂
スルニ至ルハ必然ナリ、

○英國ニ於テ、學識才能共ニ乏シキ徒、權威盛
ナル巴カ門議員ノ庇護ヲ以テ、官ニ任用セラ
レシテ、屢之アリ、凡、自修セルメフ、ゴトヘテ許ス
ノ法ハ、政府ノ事務ヲ減スルニ足ルテ、辨ヲ俟
ス、去、氏、猶政府ノ掌中ニ存セル事務ヲ、恰好ニ
掌ルカ為、要スル所ノ學識才能ヲ減スルニ
足ル、未、足ラサルナリ、
○〔按〕本文云フ所英國ニテハ、專ラ自修ヲ行

ハ、故ニ民ノ私事ハ、大抵民ニ任セテ、政府
之ニ關セサルノ法ナリ、故ニ政府ノ事務甚
減省スルハ、他各國ノ比スヘキニテ、去
氏猶政府ノ掌中ニ存セル事務ヲ、恰好ニ掌
ルカ為、官吏タル者、必、其學識才能ヲ具
セサル可ラサルテ、決シテ復他各國ト異ナル
テアラズ、然ルニ尚右ノ如ク、其任ニ堪ヘサ
ル者ヲ任用スルコトアルハ、甚、怪シムヘキコ
ナリト云フノ意ナリ、
但、法官ノ任用ニ就テハ、各國共ニ良善ノ法ヲ用

フ、今時ニ在リテハ、法官ハ必、法學ニ熟達セル者ニアラサレハ、決シテ其職務ニ従事スル能ハサルヲ、明カナルヲ以テ、各國共ニ、政官ノ任用ニ於ケルカ如キ、妄舉ヲ為スヲナシ、

〔第五〕官吏ハ、能ク任ニ堪ユルノ器ヲ備フルヲ、最モ緊要ナリ、然ルニ能ク任ニ堪ユヘキ人物ヲ、概シテ一種屬中ニ求メント欲スルモ、決シテ得可キニ非ス、是故ニ輒近各國ノ開化大ニ進歩セシヨリ、唯名族貴戚ノミニ舉ケテ官吏ト為スノ法ヲ廢シ、而テ國家ノ臣民タル者ハ、尊卑ノ論ナク

悉皆官ニ任シ得ヘキ路ヲ開キタリ、

〔第六〕求官生タル者、自ラ好テプラクチカント、レ

ヘレンダール、及、アウフクラートル（括弧）共ニ試験補ノ官、等

トナリテ、政府及、法院ニ入り、其補助ヲ為スヲ願フキハ、之ヲ許スヲ、當然ニシテ、即、獨乙國固有ノ法ナリ、而テ之ヲ試験時アノヒチト稱ス、○求官生ノ學業ノ考試既ニ了ルキハ、則、試補トナリテ、實地ノ試験ヲ經、以テ實際ノ考試、及、任官ノ預塗ヲトルナリ、此法アルカ故ニ、求官生ナル者、能ク實地ニ通曉練達シ、且、能ク其任ニ堪ユヘキト否トノ

トモ、益、瞭然トナルナリ、○去、氏徒、ニ此考試法ノ
 順序ヲ逐フノミヲ貴テ、專ラ此事ニ拘泥スルハ
 ハ、又自ラ一種書記官ノ風、據所謂官、負風ナリ、盛ニ流行ス
 ルニ至リ、其弊遂ニ官吏安、ニ倨傲ヲ極メ、威權ヲ
 恣ニスルノ風習ヲ長スルニ流ル、但、試験時ヲ立
 ルノ良法ヲ廢セスレテ、此弊害ヲ除去スルヲ、甚
 難カラサル可キ、

〔第七〕何ノ時ヲ以テ任官ノ時期ト指定スヘキヤ
 ノ論、紛然トレテ一定レ難シ、去、氏既ニ論レタル
 カ如ク、任官ノ事ハ、元來國家タル者、專ラ其意思

ヲ以テ為ス者ニシテ、決レテ國家ト臣民トノ合
 約ニアラサルノ理ニ由テ、之ヲ考フレハ、政府其
 意思ヲ決定シテ、之ヲ告述スル時、即是、選任ノ旨
 ヲ録載シテ調印スル時ヲ以テ、任官ノ時期ト指
 定スヘキヲ、固ヨリ當然ト云フ可シ、故ニ官吏タ
 ル者ハ、是時ヨリ、私法ニ属ヤル俸祿（據俸祿ノ私
 法ニ属スル
 所以ハ、本条第一ヲ得ヘキハ勿論、又其職官ニ属
 款ノ末條ニ出ツ、ヲ得ヘキハ勿論、又其職官ニ属
 セル權利ヲ受領スルヲ、緊要ナレハ、是亦其時ヨ
 リ受領スルノ權アルヘシ、○其後任官ノ宣告クテ
 ト、レヲ本人ニ付與シテ、實ニ之ヲ官ニ就カシム

ル等ノ一ハ、唯授任ノ餘業ナリ、決シテ之ヲ以テ、直ニ授任ト為ス可ラス、

第三款

國家官吏ノ權利、及義務、レフテ、ヘル

グリフツベンゲン、デル、スターツベアムテ、

〔第一〕官吏ハ、必、職官ニ附屬セル公務ヲ掌ル權利

ヲ有ス、之ヲ稱シテコムパテンツ〔按〕職掌ノ權利ト云義、

云フ、

此權利ハ、實ニ重要ノ者ニシテ、真ニ國法ニ屬スル者ナリ、故ニ此權利ハ、必、緊要ナル事ヲ施行ス

ルノ義務ト相抱合シテ、決シテ離ル、一ナシ、是ヲ以テ、官吏タル者、此權利ヲ施用スルト否トノ一ハ、敢テ官吏ノ自由ニ任ス可ラス、○且、此權利ハ、官吏ヲシテ、自ラ欲スル所ヲ為サシムルカ為、ニ、與フル者ニアラス、唯公事ヲ奉行セシムル為、ニ、與フル者ナリ、是故ニ官吏タル者、其職掌ノ權利、及事務ノ規律ヲ以テ、永ク其身ニ附著セル者ト為スヲ得ス、抑、此權利規律ハ、或ハ憲法ノ議定ニ出テ、或ハ上官ノ示令ニ出ル者ナリ、是故ニ憲法ヲ以テ、此權利規律ヲ改革スルキハ、官吏タル

者、縱令之ヲ欲セスト雖、敢テ之ヲ拒ムノ權ナク、且、從來職官ニ附屬セサル職務人、又新ニ増加スルトアリ、亦敢テ之ヲ拒ムノ權ナシ、蓋、職官ハ、真ニ全ク國家ニ從屬スル者ナリ、故ニ官吏ノ權利義務モ、亦固ヨリ國家ニ從屬スル者ナリ、
 〔第二〕官吏ハ、其職官ニ相應セル稱號、（按）職官ノ稱號、及、高官ノ榮譽ヲ示ス尊稱ヲ云、例ハ、大臣、參議、卿、輔、及、殿下、閣下等ノ如シ、及、品階ニ應、（按）高卑諸官相ヲ得ルノ權利アリ、但、此權利ハ、全ク國法ニ屬スル者ニシテ、決シテ私權利ト云フ可ラス、

是故ニ憲法ヲ以テ、稱號品階ヲ改革スルハ、素ヨリ當然ノ事ニシテ、決シテ私法ノ區域ヲ侵セル處分ト云フ可ラス、但、官吏其職ヲ退ケル後、猶故ノ如ク、稱號品階ヲ保有シ得ルコトアリ、然ルキハ、則、此事退職セル者ノ私權利トナルナリ、（按）功勞官吏等ニハ、退職ノ後モ、猶稱號品階ヲ與ヘ置クコトアリ、
 〔第三〕官吏タル者、公務ノ為ニ消セシ費用、及、公事ノ為ニ受ケタル損失等、償還ヲ得ル權利ハ、唯官吏ノ私權利ト稱スヘキノミ、而シテ俸祿アル官吏、或ハ俸祿ナキ官吏共ニ、皆此權利ヲ有ス、

〔第四〕官吏其職務ヲ奉スルカ為ニ其償金〔按〕即俸
 ヲ求ムルハ、決シテ當然ノ理ニ出ルニアラス、此
 職官ニ俸祿ヲ附加シ、彼職官ニ俸祿ヲ附加セザ
 ル等ノトハ、全ク國家ノ自カラ定ムル所ナリ、而
 テ官吏俸祿アル職官ニ任シテ、俸祿ヲ得ルノ權
 利ハ、全ク私權利ニ屬スル者ナリ、何者、俸祿ナル
 者ハ、政府其金ツスタセ、以テ之ヲ給スレハナリ、
 〔按〕金錢給與ノトハ、決シテ國法ニ關スル者
 但、俸祿ニハ、二個ノ本質アリ、既ニ獨乙各國ノ内、
 其國憲ニ於テ、明カニ品位祿、スタハルト、及職務祿

ダガハルト、トノ別ヲ為セル國アリ、而テ品位祿ナ
 ル者ハ、即、官吏ヲシテ、其品位ニ相應セル營生ヲ
 為サシムルニ緊要ニシテ、且、官吏ノ學藝鍛練ヲ
 要スルハ、此祿殊ニ缺ク可ラサル者ト成ルナ
 リ、○職務祿ナル者ハ、全ク職務ヲ奉スルニ就テ、
 要スル所ノ費用、及、レプレセンタオシスコス
 テン〔按〕政府ニ代リテ、為ス所ノ費用ト云フ義ニ
 シ、多シ、為ニ設ル者ナリ、官吏若、其職ヲ免サレ、其官
 ヲ退ケル時ニ於テ、此二祿ノ區別判然タル可シ、
 何者、官吏其職ヲ免サレ、其官ヲ退ケル後モ、或ハ

猶舊ニ依テ品位祿ヲ得ルヲアリト雖氏職務祿
 ヲ得ルノ權利ハ免職ノ後全ク熄滅スレハナリ
 是故ニ品位祿ハ殊ニ私權利ニ屬シ職務祿ハ職
 官及公務ニ密合スル者ナリ、○儘又謝金テスボル又
 例ヘハ、賣買、貸借等、官ノ證印ヲ得ル時等ニ於テ、
 私人ヨリ其事ヲ掌レルヲ得ル職官アリ、此謝金
 官吏ニ報ユル金ヲ云、
 ハ、即其官吏ノ別俸トナリ、而テ形貌ニ於テハ、必
 職務祿ノ如ク然リ、又官吏ノ生計ニ便利ナラシ
 メンカ為ニ、之ヲ本俸ニ合算スルルト雖氏、此理
 ハ亦變スルヲナシ、按例ハ本俸ハ一年一千圓
 謝金ハ凡五百圓前

後ナルルカ如キ之ヲ合シテ、一千五百圓ノ俸祿ト
 定ムルカ如キス、本俸ニ合算スト云フナリ、○
 但此ノ如キ職官ノ職掌ヲ唯公利公益ニ著眼シ
 テ定ムルト、全ク國家ノ權ニ在ルカ故ニ、又憲法
 ヲ以テ、右謝金ノ額ヲ定立シ、或ハ改革スル等ノ
 一アルハ、固ヨリ當然ナリ、而テ若シ謝金大ニ減少
 スルニ方リテ、憲法ヲ以テ俸祿ノ額ヲ適宜ニ増
 加スルハ、唯其事ノ良好處分ナルヲ以テナリ、故
 ニ縱令、國家此事ヲ為サ、ルモ、本人私法ノ規律
 ヲ以テ、政府ニ迫リテ、其損失ニ就キ、十分ノ償金
 ヲ取り得ルノ理、決シテ有ル可ラス、

〔第五〕俸祿ハ、素私法ノ理ニ属スル者ナルカ故ニ、官吏若過失ナクシテ、俄ニ其職ヲ罷ラル、キハ、則猶殘レル奉仕年限ノ間ハ、必、安息祿、ハルト、ハゲ罪ナクシテ職ヲ免スハ、通例安息ト即チ救助祿ベ稱ス、故ニ免職後ノ祿ヲ、安息祿ト云、レ即チ救助祿ベシ、オヲ得ルノ權利アリ、而テ彼品位祿ナル者、即此安息祿トナル、固ヨリ當然ナリ、去、レ預、品位祿ト、職務祿ノ區別ヲ立ルヲナケレハ、則直ニ俸祿ヲ以テ、安息祿ト為ス可シ、但、俸祿全額ノ内ニ於テ、實ニ職務ノ施行ニ就テ、緊要ナル費用、及、レレセシタチオンスコステシ出前ニ充ツヘキ部

分ハ、必、其中ヨリ減除ス可シ、○預、憲法ヲ以テ、安息祿ノ額數、及其規律ヲ詳定スルヲ良好ト為ス、何者、官吏俄ニ其職ヲ罷メラルレハ、必、安息祿ヲ受ルノ權利アルハ、固ヨリ疑フヘキトニアラサレ、レ氏、預、憲法上ニ其額數ノ規律アラサレハ、官吏ノ免職毎ニ之ヲ定ムルハ、輒、ナ甚、難クシテ、且、此ノ如クナルキハ、政府或ハ之ヲ定ムルニ、動モスレハ私情ヲ交ユルカ如キ流弊モ亦行レテ、其害タル甚、ナカラサレハナリ、○安息祿ハ、現ニ國家ノ用ヲ為サ、ル者ニ與フル祿ナルカ故ニ、其總計

甚増加スルキハ、國家遂ニ之ヲ資給スルニ堪ヘ
 サルノ恐アリ、去レ方今ノ世、實ニ一事業トシテ、
 奉務スヘキ職官職官ト相異ナル者ヲ云唯榮譽ノ為ニ、奉務スルニ俸
 祿ヲ附加スルハ、實ニ已ム可ラサルカ如ク、方今
 適宜ノ安息祿ヲ賜與スルノ制アルモ、亦猶實ニ
 已ム可ラサルノ理ニ出ルナリ、凡、官吏ノ俸祿ハ、
 工商諸業ノ利アルニ比スレハ、其利タル甚薄ク
 レテ、殆、其家眷ヲ撫養スルヲ得ルニ過キサレハ、
 俸祿ヲ以テ富ヲ致スハ、甚難キモノナリ、然ルニ
 官吏タル者ハ、其初、預、學習練磨ノ功ヲ積ミ、且既

ニ其職ニ就ケル後ニ及テモ、勉勵辛苦ノ勞ヲ要
 スルヲ、殆、工商諸業ノ比ニアラサルヲ明ナリ、故
 ニ國家タル者、斯カ國務ニ盡力セシ者ヲ顧テ、之ヲ
 レテ貧困ノ憂ナカラシムルノ義務ヲ負ハサル
 可ラス、國家此事ヲ為サント欲セハ、安息祿ノ制
 ヲ立ルノ外、決シテ他術アラサル可シ、○國家安
 息祿ヲ資給スルニ堪ヘサルノ憂アルハ、即此祿
 制ヲ立ルノ失ナリト雖モ、現ニ職務ヲ奉スル所
 ノ官吏、能ク其職掌ヲ盡スルハ、則此得ヲ以テ彼
 失ヲ償フト云フ可シ、且、安息祿ノ制ナキハ、官

吏動モスレハ賄賂ヲ貪リ、或ハ民物ヲ剝奪スル等ノ害少カラスト雖、若シ此制アルキハ、此ノ如キ害モ、亦隨テ生セサルノ理ナリ、
 國家死亡セル官吏ノ寡婦孤兒等ヲ救育スルハ、決シテ當然ノ義務ト云フ可ラス、何者、職官ハ其久シキモ、本人ノ終生ニ止マルニ過キサレハ、俸祿モ亦、決シテ子孫ニ及フノ理アラサレハナリ、
 去レ政府或ハ慈惠ヲ以テ、右等ノ徒ノ救助金ヲ預備スル國アリ、但シ此金ハ、殊ニ官吏俸祿ノ内就キ、常ニ數分ヲ減除シテ、之ヲ蓄積シ、以テ其寡

婦孤兒ニ適宜ニ資給スルナリ、
 第六 官吏ノ義務ハ、多クハ其有スル所ノ權利ヨリ生スル者ナリ、且、官吏タル者、其上官ニ對シテ恭順サゲホムヲ守リ、國家國民ニ對シテ、忠義トヲ盡シ、及、官事ヲ秘匿スルムゲハ、總テ其身初、國家職官ニ列スルヨリ、生スル所ノ義務ナリ、故ニ此義務タルヤ、官吏通常為ス所ノ職務誓約アムツトアイドド、及、職官誓約アムツトアイドドニヨリ、始テ生スルニハアラス、唯此誓約ニ由テ、其義務益、確實トナルノミ、凡、誓約ナル者ハ、決シテ職官ノ義

務ヲ定立スル者ニアラス、又決シテ此義務ノ區
域ヲ變革スル者ニアラス、

職官ノ品性異ナルニ隨テ、恭順ノ種類亦相同シ
カラス、例ヘハ、政官ノ恭順ハ法官ノ恭順ト、其旨
全ク相異リ、何者、政官ハ政府ニ從屬シテ、實ニ其
指令ニ恭順スヘキ者ナレト、法官ハ之ニ反シテ、
實事ニ於テハ、全ク獨立シテ、殆政府ニ從屬セサ
ルノ規律ニノ、實ニ公正ナル獄訟ニ於テ、最モ緊
要ノ下ナレハナリ、〔按〕法官實事ニ於テハ、政府ニ
從屬セサルヲ、詳ニ卷之六第
十七款ニ見ユ。○但、縱令、政官ト雖モ、奴僕ノ如ク、政府ノ

命令ハ、際限ナク、偏ニ遵奉スルヲ緊要ト為スニ
ハアラス、必、現存ノ法制、及、道義ノ理ニ由テ、其中
自ラ限制スル所アリ、然ルニ官吏タル者ノ遵奉
スヘキ命令ト、遵奉スヘカラサル命令アリテ、詳
ニ之ヲ判定スルハ、殊ニ難事ノ一ナリ、

〔甲〕上官其職掌内ニ於テ、當然ノ法則ヲ以テ、下セ
ル命令、及、委託ハ、即形貌ニ於テ、法ニ合スル者ナ
ルカ故ニ、属官タル者、必、自己ノ職掌ニ應シテ、之
ヲ遵奉施行スヘキヲ、固ヨリ當然ナリ、去レ上官
若、職掌外ノ事、及、唯私情ニ涉ル事ヲ依囑シ、或

ハ署名セル命令書ヲ要スル時、之ヲ用ヒスレテ、
 依囑スルカ如キハ、之ヲ拒テ遵奉セサルコト、固ヨ
 リ當然ト云フ可シ、何者、官吏タル者ハ、決シテ上
 官ノ僕妾ニアラス、實ニ國家ノ官吏タレハナリ、
 凡、上官指令セル事ハ、能ク正理公道ニ協フト否
 トハ、持ニ命令ノ形貌ニ於テ、判然タルヘケレハ、
 先、此形貌ヲ考定スルコト、最モ緊要ナリ、(按)命令ノ
ノ法則ニ協フト否ト考定スルコト云、但、上官指
命令ノ事理ヲ考定スルハ、アラズ、但、上官指
 令セル事、實ニ其職掌内ニ屬スルヤ否ヤ、判然明
 ナリ難キ片ト雖モ、上官若シ之ヲ以テ、斷然其職掌

内ニ屬スルト為セハ、屬官タル者ハ、敢テ之ヲ拒
 ムノ權ナシ故ニ此ノ如キ片ニ方テハ、屬官タル
 者ハ、自己ノ所見ヲ上官ニ縷述シ、以テ上官ノ更
 ニ再考熟思シテ、其行フト輟ムトヲ、決スルヲ俟
 ツノ權利アリ、加之、上官ノ指令ヲ奉スルニ、敬思
 ヲ加ヘサルキハ、其底ル所、國家ノ法制紊レ、安寧
 ノ破ルヘキヲ察セハ、必、自己ノ意ヲ述テ、上官ヲ
 諫メ、以テ上官ノ再思熟考スルヲ俟ツヲ以テ、自
 己ノ義務トナスヲ要ス、
 (乙)官吏上官ノ命ニ恭順スルノ緊要ナルハ、論ヲ

俟、ストイヘ氏、上官若シ神教及道義ヲ毀壞スヘキ旨ヲ命之、或ハ覆法ノ所業ニ與スヘキヲ命スル時ニ於テモ、猶之ニ恭順ス可キノ理ハ、決シテ有可ラス、神教及道義ヲ毀壞シ、或ハ覆法ノ所業ニ與スルカ如キハ、決シテ國家ノ事務、職官ノ職掌ト為ス可ラス、蓋天神ノ人ニ禁シタル事、及刑法、國家臣民ニ禁シタル事ヲ以テ、之ヲ國家官吏ニ求ムルノ理ハ、萬々アル可ラサレハナリ、

〔丙〕但、上官ノ指令、唯事理ニ於テノミ、正理及憲法ニ背戾スルコトアリ、〔按〕形類ニ於テハ、法ニ背戾スルコトナキヲ云、屬官

敢テ之ヲ拒ムノ權ナシ、此ノ如キ時ニ於テハ、唯自ラ緊要ナリト思維セル說ヲ、上官ニ述告スルノ權アルノミ、凡、屬官タル者ハ、常ニ上官ノ能ク正理憲法ヲ遵守シテ、敢テ之ニ背カサルヲ希フヲ要ス、故ニ上官時アリ誤リテ、輕卒ニ思考シ、遂ニ背法ノ事ヲ指令スルコトアラハ、屬官タル者ハ、公平ノ心、尊敬ノ意ヲ以テ、上官ヲ熟諫スヘシ、此ノ如クナルキハ、上官ノ意、或ハ之ニ由テ回リ、其指令ヲ改ムルコト、必スレモ之ナシト云フ可ラス、○屬官タル者ハ、政府及上官過誤アルニ方リテハ、

必忠告シテ之ヲ改メシメ、以テ政府上官ヲシテ、
 他日ノ悔ナカラシムルヲ怠ル勿レ、而シテ政府
 上官遂ニ之ヲ用ヒスレテ、猶其處分ヲ改ムルコ
 ナケレハ、属官タル者ハ、則已ムヲ得ス、止之ニ恭
 順スルヲ以テ、其義務ト為スヘキノミ、但此ノ如
 キ時ニ於テハ、其處分ヲ保任スル者ハ、獨、政府上
 官ノミ、属官ハ決シテ之ニ預ルコトナシ、○此ノ如
 キ時ニ於テ、属官タル者、政府上官ニ恭順サルヲ
 許スルハ、遂ニ政府ノ一致破レ、威權モ共ニ痿痺ス
 ルニ至ルコト必然ニシテ、其害タルヤ、保任ノ義務

ヲ負ヘ、政府上官ノ一二背法ヨリ生ズル害ヨ
 リモ、更ニ甚シカル可キ、○

○儘此理ヲ國憲上ニ詳定セル國アリ、例ハハ

亞諾威爾國一千八百三十三年天保四年ノ國憲、第

一百六十一章ニ云、「上官當然ノ規律ヲ以テ下

セル指令ハ、獨、上官ノミ之ヲ保任ス可シ、属官

ハ決シテ保任セシテ可ナリト、

指令ノ國憲ニ背戾セル時ニ於テモ、属官ノ處分

ハ、復全ク上ニ論スルカ如シ、（按前條ニハ、指令ノ

者就テ云ヒ、茲ニハ、國憲ニ背戾セ、故ニ属官タル

者ハ、縦令上官ノ指令スル處、國憲ノ一二規律ニ背戾スル所アリト思維スルモ、敢テ之ヲ拒ムヲ許サス、若シ之ヲ拒ムヲ許スルハ、上下ノ序次紊亂シテ、上權遂ニ亡滅スルニ至ルノ患アリ、但シ若シ別種ノ規律アリテ、常法外ノ處分ヲ許ス者ハ、此限ニアラス、

〔第七〕忠義トロ、ハ、其達スル所、恭順ノ義務ヨリモ更ニ廣シ、官吏上官ヨリ指令セラレタル事ヲ、形貌及事理善於テ、能ク遵奉シテ、之ヲ施行スレハ、乃能ク恭順ヲ盡セリト云テ可シ、去レ未忠義ヲ

盡セリト云テ可ラス、夫レ忠義ハ、唯指令ヲ遵奉スルノミニ止マラス、猶官吏自己ノ所業ニ就テ存スルアリ、但シ今世忠義ヲ尊ムノ意ハ、中古レヘンズ、ヘルハ、〔按略封建ノ制ニ類似スル者ナリ、卷之四第十九款ニ詳ナリ、世ニ於テ、唯忠義ノミヲ以テ、國家制度ノ大基本ト為セシトハ、全ク別趣ニレテ、〔按中古レヘルハ、等ヲ以テ、君臣間ノ制アリレ頃ニハ、専ラ國憲、憲法ニテ、風俗ナリキ、必シ憲法ヲ以テ、官吏ノ權利ヲ確定シ、且職官ノ事務ヲ以テ、唯君臣ノ義ヨリ生シテ、偏ニ君ノ為ニ盡スヘキ務ト為サス、專ラ治安ノ緊

要ナル理ヨリ生シテ、偏ニ國家ノ為ニ盡スヘキ
 務ト為スハ、論ヲ俟ス、去レ此理ニ由リ、忠義ヲ以
 テ、今世ノ開明ニ適セスト云フハ、甚不可ナリ、今
 世ト雖モ、忠義ハ決シテ廢虧ス可ラス、蓋百官能
 ク一致親睦シテ、同ク國家ノ為ニ力ヲ盡スハ、專
 ラ忠義ノ存スルニ由テナリ、
 國家大小ノ事ニ於テ、屬官ノ意見論說、縱令或ハ
 上官ト相異ナルコトアリモ、唯是ヲ以テ、屬官既ニ
 忠義ヲ傷フトハ云フ可ラス、去レモ若、屬官國家制
 度ノ大本ヲ信セスレテ、專ラ之ヲ傾倒セシコトヲ

謀ルカ如キハ、既ニ國家官吏タルニ必要ナル忠
 義ノ務ヲ傷フト云フ可シ、例ヘハ、君主國ノ官吏
 ニシテ、民主政體ヲ立テントテ謀リ、或ハ民主國
 ノ官吏ニシテ、君主政體ヲ起サントテ企ルカ如
 キ、則是ナリ、其他官吏タル者、若、政府ヲ傾覆セシ
 トスル所ノ逆謀ニ與スルカ如キハ、亦全ク忠義
 ヲ傷害スト云フ可シ、官吏タル者此ノ如キニ至
 リテハ、政府決シテ安全ヲ保ツ能ハサル、敢テ辨
 ヲ俟タス、○又官吏タル者、政府ノ嚮導者ナルミ
 ニステルヲ讎視シテ、之ヲ倒サントテ謀ルモ、亦

忠義ヲ傷フ者ニレテ、勢此ノ如キニ至ルキハ、政令ノ權、遂ニ全ク陵夷スルニ至ル可シ、官吏ノ所業、縱令未ダ曾テ不恭順ヲ顯サ、ルキト雖亦然リ、○官吏タル者、政府上官ト全ク相反スル意見ヲ抱クコトアリト、未ダ曾テ忠義ヲ傷フト云フ可ラス、加之、縱令心中政府上官ヲ惡ムノ情アルモ、其奉職上ニ於テ、尚忠義ヲ盡セハ、則未ダ曾テ忠義ヲ傷フ者ト為ス可ラス、去レ官吏若シ怨惡ノ情ヲ奉職上ニ施スニ至ルキハ、遂ニ國權ノ一致破レテ、殆安全ナル能ハサルニ至ル必然ナリ、但レ官吏ノ意

見、政體ノ本意、或ハ政令ノ方向ト、全ク相表裏スルカ為ニ、政府上官ニ對レテ、忠義ヲ盡スノ心ヲ捨テ、遂ニ抗拒ノ情ヲ、言行ニ顯ハサ、ルヲ得サルニ至ルキハ、君子ハ必、其官ヲ辭セサル可ラス、若シ然セサレハ、官吏タルニ必要ナル忠義ノ務ト、自己ノ意見ト相戾リテ、君子ノ體面ヲ損スルト、甚、甚カラス、然ルニ法官ノ如キハ、其職掌政令ニ關セス、又政府ノ意思ニ屬セスレテ、獨立スル者ナルカ故ニ、曾テ上ニ論スルカ如キ患アラズ

○ギゾウ 佛人、一千七百八カ著セル、華盛頓一

生史ノ緒論中、華盛頓ノ論ヲ舉ク、曰ク「余吾國ノ政柄ヲ掌握スル間ハ、人或ハ政府衆議ト全ク相表裏セル所見ヲ抱クヲ知リ、而テ之ヲ要路ニ舉ルトハ、敢テ為ス能ハス、若此ノ如キヲ為セハ、則政府自双スルナリ」ト、按政府自ラ好シテ倒ルト云意、○又ペルツ獨乙人、一千七百カ著セルスタイン按一生史中按七按百五十七年ニ生レ、八百三十一死ス、普魯士ニニステルスタインカ、忠義ヲ存セサル官吏ノ國家ニ大害ヲ為ス所以ヲ歎レタル論ヲ舉ク、曰ク「凡國家官吏過半廉恥

ヲ失ヒ、忠義ヲ喪フニ至リテハ、已ムヲ得ス、嚴酷ノ處置ヲ施シ、或ハ劇ニ其職ヲ放チ、或ハ之ヲ幽囚シ、或ハ之ヲ寂漠ノ地ニ放逐シ、以テ國家ヲ害シ、政府ヲ倒サント欲スル暴論ノ蔓延スルヲ防クノ外、決シテ他ノ術計アルヲナシト、
 其他官吏タル者ハ國家元首ノ許可ヲ受ケサレハ、敢テ外國ノ職官ヲ兼任セス、又外國ノ勲爵俸祿等ヲ受ケス、其他總テ外國君主、若クハ其政府ノ免許等ヲ受ケサルトモ、亦官吏ノ忠義ト云フ

可シ、

〔第八〕官事ヲ秘匿スルヲ

ゲ、又、ア、ム、ツ、ヘ、ル、ス、井、一、

イ、ト、ハ、モ、亦官吏ノ必守ルヘキ義務ナリ、去レ此

事全ク限界ナキニハアラス、唯其發露ニ由テ、政

府若クハ其事ニ關セル私人ノ為ニ、害ヲ生スヘ

キ事件ハ、必、秘匿シテ、敢テ漏洩セサル可ク、且、大

義ニ於テモ、敢テ漏洩スルヲ要セサル事件〔按、若、

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

府、上、官、等、大、惡、無、道、ノ、隱、謀、ア、ル、ニ、方、リ、テ、ハ、政

トス、然ルニ決シテ秘匿スルヲ要セサル事件ヲ

モ、猶秘匿シ、或ハ國憲及憲法ニ悖戾セル處分ヲ、

掩蔽スルノ意ヨリ、故サラニ之ヲ秘匿スルト、及

輕忽ニ官事ヲ漏洩スルトノ二事ハ、譬ヘハ猶相

對セル巖礁ノコトシ、宜シク共ニ之ヲ避ケテ、其

中路ヲ行クヘシ、

〔第九〕國家ハ其法制秩序ヲ保護スルノ義務ヲ負

フカ故ニ、官吏若其職務ヲ怠リ、或ハ其規律ニ背

クテアルハ、必之ニ刑罰ヲ加フノ權利ヲ握ル、

但此罪ニ二種アリ、其一ハ、職官ヲ以テ犯ス所ノ

博ナリ、故ニ刑官ハ、判シテ殆、無罪トシテ、釋セシ
 所業ト雖モ、懲戒法ニ於テ、國家ノ要務、及其職官
 ノ義務ニ戻レル所業タルキハ、必ズ懲戒刑ニ處セ
 サル可ラス、○都テ職務ニ於テ犯セル罪ハ、小罪
 ト雖モ、懲戒刑ヲ以テ之ヲ罰シ、且、職務ヲ怠ルノ
 罪モ亦、之ヲ以テ罰ス、其他官吏ノ尋常私事ニ關
 セル所業ト雖モ、若、職官ノ威ヲ汚シ、民人ノ信ヲ
 失フニ足ルモノナレハ、必ズ懲戒刑ヲ以テ之ヲ罰
 ス、○

○普魯士國一千八百四十九年嘉永二年ノ布告、ハ

ス、
 論ナク、其言行、宜シク民人ノ望ニ協ヒ、其信ヲ
 得ヘシ、是即其諸義務中ノ一ナリト、
 懲戒刑ハ、分テ二類トス、即、其一ハ、唯過失ヲ罰ス
 ル刑、オールドラフ、グナリ、即、徹戒、ワルメ、
 及、些少ノ罰金、
 暫ク職務ヲ停ムルノ刑、
 依ラスシテ、安息ヲ命スル刑、

レ、命スト雖モ、猶安息祿ヲ給ス、或ハ放職エントラズ、
 放按ノ俸祿モ共ノ刑等ナリ、而テ第一刑ハ、通常審判
 ノ法ヲ用フルヲ要セス、唯上官ノ權ヲ以テ、處分
 スルヲ許ス、去、氏第二刑ニ於テハ、上官若專恣不
 正ノ處分ヲ為スキハ、大ニ属官ノ權利ヲ枉害ス
 ルノ恐アルヲ以テ、必審判ノ法ヲ用ヒサルヲ得
 ス、或ハ又放職ノ刑ハ、尋常ノ法院ニテ施行シ、暫
 ク職務ヲ禁スル刑、他官ニ遷謫スル刑、及、安息ヲ
 命スル刑等ハ、總テ政府ニテ施行スルノ法ヲ立
 ル國アリ、○但尋常ノ法院ハ、官吏ノ罪ヲ審判ス

ルニ於テモ、唯其平民ノ罪科ヲ審判スルノ方法
 ヲ用フルヲ知ルノミ、是ヲ以テ、唯其人ヲ視テ、其
 職官ヲ視ル能ハス、故ニ職官ニ於テ、緊要ナル事
 ヲ、十分ニ辨知スル能ハス、又官吏ノ言行善良ナ
 ラサルキハ、大ニ國權ノ一致和同ヲ傷害スル所
 以ノ理ヲモ、詳細ニ洞悉スル能ハサル者ナリ、然
 ルニ此ノ如キ法院ニ、官吏ノ罪科ヲ審判スルノ
 特權ヲ與フルハ、決シテ良法ト云フ可ラス、况ヤ
 此法アルキハ、二三官吏ノ幸ハ、却テ國家及諸職
 官ノ害トナリ、且、私法獨捷ヲ獲テ、國法ヲ倒スノ

理ナリ、○或ハ其編制宜シキヲ以テ、能ク國法ノ理ヲ詳悉シ、實ニ官吏ノ罪ヲ審判スルニ堪ユル處ノ法院アラハ、此ノ如キ特權ヲ委任スルモ、國家ノ為ニ決シテ害ヲ生スルコトナカル可シ、若此ノ如キ法院アラサレハ、已ムヲ得サルニ方リテハ、政府必、此權ヲ握リテ、官吏ノ言行、其任ニ當ラサル者ヲ、退黜スルヲ緊要ト為ス、○

○〔按〕尋常ノ法院ハ、能ク私人ノ罪ヲ審判シ得ト雖モ、職官ノ罪ヲ審判スルニ至テハ、拙陋ナル者多シ、故ニ職官ニ於テ、有罪トナル

ヘキ所業ヲモ、私法ニ照準シテ、無罪ト為スコトナキニアラス、若、此ノ如クナルハ、罪ヲ免レシ官吏ハ、僥幸ヲ得レ、之ニ由テ國家諸職官ノ規律ハ、遂ニ紊亂セサルヲ得、是レ即、本文二三官吏ノ幸ハ、却テ國家及諸職官ノ害トナリ、且、私法獨、捷ヲ獲テ、國法ヲ倒スト云フ所以ナリ、

○普魯士國一千八百四十九年嘉永七年七月十一日ノ布告ニ云、官吏忠義ノ務ヲ傷フ時、若クハ職掌ニ於テ緊要ナル膽量ヲ失フ時、其他政府

ヲ怨惡スル黨ニ與スル時ニ於テハ、殊ニ之ヲ
退黜スルヲ要ス、ト、

第四款

國家職務ノ止息、エツンデ、
ス、

〔第二〕官吏ハ職官ノ為ニ任用スル者ニシテ、決シ
テ官吏ノ為ニ職官ヲ設ルニアラス、故ニ職官ヲ
廢止スルハ、官吏亦其職ヲ喪フハ、固ヨリ當然
ナリ、總テ職官ノ廢立ヲ定メ、及其品類ヲ立ル
ハ、公衆ノ利害如何ヲ視テ、施行スル者ナリ、故ニ

此事ハ、全ク國法ニ屬スル處分ト云フ可シ、然レ
官吏品位祿ヲ得ルノ權利ハ、全ク私法ノ理ニ出
ル者ナルカ故ニ、縱令職官ヲ廢止スルコトアリ、
此權利ヲ併セテ、共ニ廢止スルノ理ハ、決シテ有
ル可ラス、元來右ノ如ク、職官廢止ノ為ニ無官ト
ナリシ者ハ、若其職官ノ廢止ナケレハ、則チ猶數年
ノ間、俸祿ヲ得ヘキ者ナルカ故ニ、縱令無官トナ
リシ後ト雖モ、其數年間ハ、必品位祿ヲ受ルノ權
利ヲ有ス、

〔第二〕官吏授任セラレタル職官ノ奉仕ヲ承諾ス

ルト否トハ、本人ノ自由ニ任ス、一般ノ通則ナルカ如ク、職官ヲ辭謝スルトモ亦、近今ノ國法ニ於テハ、必、本人ノ自由ニ任ス、通則ト為スニ至レリ、但、任官ヲ承諾スルノ自由ヨリ、復、之ヲ辭謝スルノ自由ノ由テ起ルニハアラス、辭謝ノ自由ヲ生スル因故ハ、必、他ニ在ル者アリ、何者、總テ義務ヲ擔當スルト否ト、本人ノ自由ニ在ルノ理ヲ推テ、又之ヲ放擲スルモ、其自由ニ在リトスルノ理ハ、決シテ有ル可ラサレハナリ、他ノ因故トハ何リヤ、即、本人ノ氣力、及、情意ナリ、凡、國家職

官ノ如キハ、特ニ官吏タル者ノ氣力ノ強弱、情意ノ向背ニ由テ、利害ヲ生スルト最モ多ク、而、テ政府級令、官吏ノ氣力ヲシテ強壯ナラシメ、情意ヲシテ歸向セシメント欲スルモ、勢、決シテ能ハサルナリ、然、ルニ本人氣力ノ強弱ト、情意ノ向背ヲ問ハス、強、テ職務ヲ掌ラシメント欲シ、敢、テ其辭謝ヲ許サ、ルキハ、決シテ國家ノ為ニ、少益アラサルト必然ナリ、○但、若、國民各、奉務スヘキ職官〔接本卷第三款〕ノ如キハ、少ナクモ預定セル期限中ハ、必、辭職ヲ許サ、ルト為ス、①

○普魯士ランドレフト〔按〕國土ノ法ト云フ義
ヲ云、羅馬法等ヨリ採用ニ云、官吏自ラ職ヲ辭
セル法ニアラサルナリ、スルニ方リテ、之ヲ許容セサルハ、唯公衆利益
ノ為ニ、甚害アル時ノミナル可シト、○巴以理
國一千八百十八年〔文政元年〕ノ布告ニ云、國家官吏
ハ、其職ヲ辭スルヲ自由ナル可シ、但品位祿職
務祿稱號及職掌ノ標章〔按〕服色等ノハ、皆之ヲ
失フ可シ、總テ職ヲ辭スルニ、其辭スル所以ノ
理ヲ陳述スルヲ要セスト、
○例ハハ英國ノ法ニテハ、一年間セリ〔按〕州

官一ノ官ニ奉仕セル者ハ、其後三年間ノ休暇ヲ
得ヘキヲ、本人ノ自由ニ任ス、
但、官吏自ラ職官ヲ辭スルノミニテハ、猶其職官
ヲ離ル、ヲ能ハス、蓋官吏タル者、恣ニ職官ヲ離
ル、ノ理ハ、決シテアラサレハナリ、官吏若シ恣ニ
職官ヲ離ルレハ、是即自ラ職官ヲ放擲スルナリ、
凡、官吏ノ辭職ヲ請フキハ、嘗テ職官ヲ授任シタ
ル、國家元首復之ヲ罷免スルニ、其際只十分ノ理
柄生ス、故ニ官吏タル者、實ニ此罷免ヲ得テ、始テ
其職ヲ離ル、ヲ得ルナリ、且免官ノ時期ヲ定ル

カ如キハ、公衆ノ利害ヲ視テ施為スルヲ、全ク政
府上官ノ權ニアリ、

官吏緊要ノ事故（按）疾病老衰アラスニテ辭職ス

ルカ為ニ其請ヲ允スルハ、乃チ職官ヨリ生スル所

ノ權利ハ、國家ニ属スル者（按）職掌ニ係ル權利

得ル云、權及私法ニ属スル者（按）俸祿ヲ得ルノ別

ナク、皆之ヲ失フ可シ、

〔第三〕去レ氏官吏當然安息ヲ請フノ權利ヲ得タル

者ハ、前條ノ理ヲ以テ論シ難シ、但、此ノ如キ官吏

ト雖モ、安息ヲ請フ片ハ、真ニ職掌ニ係ル權ヲ

失フハ、固ヨリ言フ俟ス、唯稱號品階等ノ如キ、榮

譽ノ權利、及、俸祿（按）安息祿ヲ得ルノ權利ハ、猶必

保存スルヲ得可シ、而テ其救助祿（按）即安息ノ多

少ハ、通例嘗テ勤仕セル、年數、及、其人ノ年齡ニ隨

テ、各差アリ、○高齡（獨）乙ニテハ七十歲、比耳時ニ

テハ六十五歲ニシテ、且、既ニ數十年間（三十年、或

ハ四十年）勤仕セル者、及、縱令、此年齡年數ニ滿タ

サルモ、疾病等ニ由テ勤仕ニ堪ヘサル者ハ、救助

祿ヲ得ルノ權利ヲ得ヘシ、且、官吏若、職務ノ為ニ、

疾病痲傷等ヲ得テ、遂ニ勤仕ニ堪ヘサルニ至ル

片ハ、必、復救助祿ヲ得ル固ヨリ當然ナリ、何者、國
 家ノ職務ヲ委任セラレタル者、其職務ノ為、ニ傷
 害ヲ受ルル片ハ、國家之ヲ償フノ義務ヲ負フハ、固
 ヨリ法ノ公理ニ出レハナリ、
 〔第四〕官吏ノ請求ニ依ラスレテ、其職ヲ罷免シ得
 ヘキヤ否、且、如何ナル時ニ於テ、罷免シ得可キヤ
 ノトニ就テハ、近今各國ノ議論相異リ、獨乙國ニ
 於テハ、既ニ其帝國ノ時ニ於テ、法學士ノ論ニ基
 キ、官吏タル者ノ私身ノ為、ニ大ニ其家計ヲ慮リ
 テ、職官ハ通例官吏ノ終身保有スヘキ權利トナ

之、而、テ政府取テ恣ニ之ヲ罷免スルトナカリキ、
 唯官吏若、其職掌ニ背ク片ハ、必、法院ノ審判ニ由
 テ、免黜セラレタリキ、○但、時アリ大ニ榮譽ヲ與
 ヘテ職ヲ免ルスハ、決シテ國家ノ理ニ戾ラサル
 所以ヲ論スルノ徒モ、儘之アリレカ氏、前世期千一
 七百年ノ末ニ至リテハ、終身任用スルヲ以テ、善
 トスルノ論、盛ニ世ニ行ハレ、遂ニ近今ノ國憲ニ
 於テ、終身任用ノ法ヲ立テ、國アルニ至ル、蓋自由
 權ノ進歩シタル所以ニシテ、且、政府ノ專恣ヲ防
 制スルノ良法ト云フヘシ、即、獨乙ニテ此法ヲ用

ヒ、又近世ニ至リテハ、瑞士國ニテモ、某官ニ於テ之ヲ用ス、但、僅ニ定期間任用スルノ官殊ニ多シ、然ルニ英國ニテハ、政論朋黨（ボリチーセ、パルタ）、就テ、議論相異ナルカ為ニ、党與ノ威權盛ニレテ、職官ハ特ニ國家ノ為ニ授任スル者ニレテ、決シテ私人ノ願望ニ由テ、授任スル者ニアラスト云フ論ヲ、主張スルカ故ニ、獨乙ノ議論ニハ、全ク相反レテ、苟クモ官吏タル者ノ私身ノ為ニ、慮ルノ論ナク、特ニ國家ノ為ニ謀ルノ為ニ、故ニ英國ニテハ、君主自由ニ職官ヲ授任スルノ權利ト共ニ、又

之ヲ自由ニ赦免スルノ權利ヲモ併セ握リテ、決シテ此權利ヲ限制セサルノ法ヲ立タリ、○但、法官ハ、必、實ニ君主ニ從屬セサルヲ良法ト為スカ故ニ、君主トイヘ、氏自由ニ罷免スル能ハサルノ法アリ、既ニ維廉第三世（一、千、六、百、五、十、年、ニ、生、ル、）、世ニ於テ通常法（ゲ、マ、イ、子、ス、レ、フ、ト、）、即慣用法ナリ、ノ法官ハ寵愛（按、國、君、ノ、ア、ル、時、間、任、用、ス、ル、ノ、舊、法、ヲ、改、メ、而、テ、行、狀、行、狀、ナ、リ、）、正善ナル時間、任用スルノ法ヲ立タリ、但、行狀正善ナラサルコトアルニ至リテハ、必、國君巴力門ト商議レテ、之ヲ免黜

スルトトナセリ、○北亞米利加ノ法モ亦英法ニ倣フ、佛國ニテハ、政官ヲ免スルハ、往古ヨリ君主ノ專ラニスル法ナリキ、唯法官ヲ免黜ス可ラサル
 一ハ、既ニ第十六世期（一千五百）ニ於テ通則トナセリ、

獨乙ノ法ハ、官吏タル者ノ私身ノ為ニ慮ル_レ、實ニ甚_クシキニ過ル_ルノ弊アルハ、辨ヲ俟タズ、去_レ凡若此弊ヲ除去シ、而_テ更ニ國家ノ為ニ謀ル_レヲモ為セハ、此法却テ他ノ立憲各國ノ法ニ優_ルト明カナリ、他各國ノ法ノ如キハ、君主自由ニ官吏ヲ

免職スルヲ許ストイヘ_レ、獨乙ノ法ハ、帝_ニ之ヲ許サ_レル_ルノ益アルノミナラス、亦政論朋黨ノ縱ニ政府ヲ籠絡シテ、遂ニ官吏進退ノ權ヲ奪_フヲ防クニ足ル_ルノ益アリ、
 職官ハ、國家ノ為ニ設立スルノ理ニ由テ、國家ハ必_ズ自己ノ安寧ノ為ニ、官吏ヲ任用スルノ權利アルハ、又自己ノ安寧ノ為ニ謀_リテ、一官吏ヲ免黜シテ、他ノ一官吏ヲ以テ之ニ代任スルノ權利ヲモ、併テ掌握セサル可ラス、而_テ此權利ハ、必_ズ嘗テ之ヲ任用セシ者ノ掌ル_ルヘキ_ト、固ヨリ當然ナ

リ、故ニ若何ノ官此權利ヲ掌握スヘキ乎ノヲ決
 定シ難キハニ方リテハ、若^按嘗テ任用ヲ掌ルカ如
 キハ、^キ於テハ、本法ノ如ク、嘗テ任用ヲ掌ル官
 復、赦免ヲ掌ル可カラサルカ故ニ、何ノ官此權
 施行スヘキ乎、甚^決、國家元首、此權利ヲ掌握ス可
 レ、○官吏ノ退黜ヲ、獨、法院ニ委任スル所ノ各
 國ニ於テモ、退黜ノヲ、若^全、政治上ニ關係シテ、以
 モ私法ノヲニ關係ナキハ、必^此、此規律^按任用ノ
 ル者、復、赦免ノ規律ヲ用フルヲ要ス、
 ○北亞米利加ニテハ、統領嘗テセナトノ補
 助ヲ以テ、任用セシ官吏トイヘ、統領獨、之ヲ

赦免スルノ權利ヲ握ルノ法アリ、甚^理ニ戻レ
 リ、
 但、此法^按國家安寧ノ為ニ謀リ、亦必^限、限制スル所
 アリ、即、政府ニ從屬セサル法院ノ為ニ、之ヲ限制
 シ、或ハ官吏ノ私身ノ為ニ慮リテ、之ヲ限制ス、是
 故ニ司法ノ事ヲ、全、法院ノ特權ニ任スル國ニ於
 テハ、甲ノ限制^按政府ニ從屬セサル法ヲナスカ
 為ニ、近世一法ヲ立テ、縱令、政府ノ權ト雖モ、法官
 ヲ本人ノ意ニ戻リテ、免職スルヲ得ス、又他官ニ
 遷任スルヲ得ス、若^安、安息ヲ命スル氏、必^全、全祿ヲ給

セサルヲ得サルトナレ、而テ英國ニテハ、實ニ
 已ムヲ得サルニ方リテハ、巴力門ノ議ヲ以テ、法
 官ヲ罷免スルノ規律ヲ立テ、又獨乙ニテハ、法院
 ノ審判ヲ以テ、之ヲ罷免スルノ規律ヲ立テタリ、
 乙ノ限制（按官吏ノ私身ノ為ニ慮ヲ為スニハ、大
 概左ノ數件ノ外、免黜ノ事ヲ行フ可ラスト為ス
 可レ、

甲 官吏罪犯アルカ為ニ、官吏タルノ品行ヲ
 損スルヲ、灼然タルキハ、之ヲ罷免ス可レ、
 乙 官吏任用ノ後、縱令罪犯ノアラスト雖

氏、其職掌ニ勉勵セズ、或ハ膽量アラスレ
 テ、其品行官吏タルニ堪ヘサルト明カナ
 ルキハ、之ヲ罷免ス可レ、

丙 官吏精神昏迷シテ、職官ノ事務ヲ失忘シ、
 實ニ國家ノ為ニ、緊要ノ務ヲ為スニ堪ヘ
 サルキハ、之ヲ罷免ス可レ、即例ハ、癡狂
 放心等ヲ患フル者はナリ、

丁 官吏縱令其身ニ一ノ間然スヘキトナレ
 ト雖、氏、自ラ他ノ事故ニ由テ、實ニ其職ニ
 居ル能ハサルニ至ル時、若クハ大ニ人望

ヲ失スルニ至ルハ、遂ニ其職ヲ罷免ス
 可シ、即官吏ノ事ヨリシテ、雄強ナル外國
 政府ト、葛藤相生シ、解ス可ラサルニ至ル
 片ハ、縱令其官吏、常ニ能ク職務ヲ盡レテ、
 曾テ之ニ背キレトナシト云フハ、遂ニ其
 職掌ヲ奉スル能ハサルニ至ルカ故ニ、已
 ヲ得ス、其職務ヲ停メサル可ラス〔余カ見
 ヲ以テスレハ、普魯士王佛帝那破倫第一
 世ノ強威ニ敵シ難キカ為ニ、遂ニニニス
 テルスタインヲ罷メシカ如キ是レナリ、

○又官吏公衆ノ惡ヲ受ケテ之ニ由テ遂
 ニ騷亂ノ起ラントスルハ、縱令其官吏
 亦能ク常ニ職務ヲ盡シテ、曾テ之ニ背キ
 シトナシト云フハ、既ニ大ニ人望ヲ失フ
 ヲ以テ之ヲ罷メサル可ラス、
 ○〔按〕スタインハ、普國柱石ノ臣ト稱セ
 ラレシ賢相ナリシカ、當時佛帝那破倫
 第一世カ、檀ニ獨乙ヲ謀ルヲ惡シ、之ヲ
 抗拒スルノ策ヲ企テシカ故ニ、那破倫
 ノ威ヲ以テ、普國ニ迫テ、之ヲ退黜セシ

メタリ

右數件ノ如キヲアルニ方リテハ、國家必ス其官吏ヲ罷免シ、以テ公衆ノ為ニ妨害ヲ避ケサル可ラス、但、第一件、即甲行ニ論セルカ如キヲアルニ方リテハ、法院、刑法ノ通則ニ隨テ、官吏ノ罪ヲ審判スルヲ當然ナルヲ以テ、政府ハ敢テ之ニ關セス、獨、法院此事ヲ掌リ、其權ヲ以テ、官吏ヲ退黜ス可シ、然ルキハ稱號品階、俸祿、及、救助祿ヲ得ルノ權利等ヲモ、亦共ニ剝奪スルヲ當然ナリ、
 第二件、即乙行ニ論セルカ如キハ、官吏實ニ罪犯

ノヲアルカ為ニ、之ヲ黜クルニアラサルヲ以テ、決シテ尋常ノ法院ヲシテ、審判セシム可ラス、必、懲戒法ニ由テ、之ヲ罷可シ、但、本人ヲシテ、自己ヲ防護スルニ、自由ナラシムルヲニ、意ヲ用フルヲ肝要ナリ、（按）冤罪アルヲ恐ルハ、故ニ、本人ヲシテ、其情實ヲ陳セシムルヲ、自由ナラシムルヲ肝要ナリ、（按）罪過ニ足ラサルモノヲ云、ノ大小ニ隨テ、或ハ相應ノ安息祿ヲ與ヘテ、安息ヲ命シ、或ハ官吏ノ私身ノ體面、及、其稱號、品階等ヲ妨害セスレテ、唯其職ヲ免スル（但、俸祿ヲ得ルノ權ハ、全ク廢除ス可シ）等ノ差等アルヘシ、然、此上段ノ赦

免〔按〕安息〔按〕命〔按〕スルノ一段ヲ云、ハ唯職官ヲ免スルノ
 ミニシテ、未ダ官吏ノ其職ニ在リテ、受ケタル私權
 利得〔按〕安息〔按〕權利ヲ、損害スルニ至ラサルヲ以テ、下
 段ノ赦免〔按〕損害〔按〕セスト雖モ、職官ト共ニ、全祿ヲ廢
 除スル云、ニ於ケルヨリモ、更ニ自由ニ處分スル
 ノ權利、尚政府ニ在ルヘキヲ、論ヲ俟〔按〕ス、
 第三件、即丙行ニ論セルカ如キヲアルニ方リテ
 ハ、安息〔按〕命〔按〕スルヲ當然ナリ、故ニ通例
 放職〔按〕停〔按〕安息〔按〕命〔按〕スルヲ許サス、何者、官吏決シテ罪
 アルニアラス、唯精神心思ノ常ヲ失フ者ナレハ

ナリ、
 第四件、即丁行ニ論セルカ如キヲアルニ方リ
 テハ、或ハ安息ヲ命シ、或ハ他官ニ遷任ス可シ、但
 其職官ノ品性ハ、必實ニ前官ニ同レカル可ク、
 乙省ノ甲省ノ卿ナレハ、乙省ノ卿ニ遷シ、或ハ且品
 階、俸祿、共ニ舊ニ依テ變ス可ラス、○丙丁ノ二行
 ニ論レタルカ如キ時ニ於テハ、政府上官能ク事
 情ヲ酌量シテ、至當ノ處分ヲ為ス、最モ緊要ナリ、
 而テ現ニ免職ス可キ官吏嘗テ國家元首ノ授任
 ヲ受ケレ者ナラハ、必、國家元首ノ准許、及ヒ命令ヲ

ヲ俟テ之ヲ免ス可シ、然ルニ政府故ナク、縦ニ官吏ヲ免黜シ、剩サハ此時ニ於テ、官吏ヲシテ、自己ノ利益ヲ防護スル〔按〕等ノ訴フルヲ得サラレムルノ國、近今儘之ナキニ非スト雖モ、甚職官ノ安静ニ害アリ、

〔第五〕姑ク職掌ヲ禁スル〔前〕款第九ニ出ス〔按〕ハ、或ハ刑罰ノ為ニ施行シ、或ハ公衆ノ利益ノ為ニ、唯一時ノ處分トシテ、施行ス可シ、〔按〕意下條ニ於テ、刑罰ノ為ニ、施行スル時ニ於テハ、或ハ法院治罪法ヲ以テ之ヲ施シ、或ハ政府上官懲戒法ヲ

以テ之ヲ施シ得可シ、然ルモ官吏、姑ク其職掌ヲ施行スルノ權利ヲ失ヒ、及通例其時間ハ俸禄ノ全額、若クハ若干部分ヲ受ル能ハサル可シ、姑ク職掌ヲ禁スル〔一〕ハ、公衆利益ノ為ニ、一時ノ處分トシテ、施行スル〔二〕ニ就テハ、憲法ヲ以テ、預メ其時ヲ定ム可シ、例ハ官吏罪犯ノ訴ヘアル時ノ如キ是ナリ、但此ノ如キ訴、アラスト雖モ、儘政府ノ權ヲ以テ、右ノ如ク一時ノ處分ヲ為ス〔一〕アリ、即チ安息ヲ命スルノ制度ナキ國ニ於テ、大ニ民人ノ怨惡ヲ受ケタル官吏ヲシテ、一時之ヲ避

ケレメント欲スル時ノ如キ是ナリ、〔按〕本文論スルカ如キ状態アルキニ於テモ、官吏ヲレテ、仍其職掌ヲ為サレバ、大ニ公衆ノ為ニ害アリ、故ニ前文ニ姑ク職掌ヲ禁スルヲ、公衆利益ノ為ニ、一時ノ處分トシテ、施行スト云フナリ、○一時ノ處分ヲ為スノ意決シテ刑罰ヲ施スカ為ニアラサルキハ、其官吏ノ官ニ在リテ受ケタル私權利〔按〕俸祿ヲ得ハ、決シテ奪フ可ラス、然レ其敢テ俸祿ノ全額ノ與フルヲ要セス、唯其一半ノ品位祿ノミヲ與、可シ、何者、官吏實ニ私事ノ為ニ受ル者ハ、唯此祿ノミナレハナリ、○又縱令罪犯審問ノ時間、姑ク其職掌ヲ停ムル時ト雖モ、品位祿ハ

與フ可シ、但、若罪過ノ為ニ、償金、及、罰金ヲ出サレムルヲ有ルニ於テハ、之ニ充ツルカ為ニ、此祿ヲ本人ニ付與セスレテ、姑ク法院ニ附托ス可シ、

第五款

輔弼ノ官

〔按〕ニステルテリウムハ、〔按〕ニステルテリウムハ、〔按〕ニステルテリウムハ、

者ヲ云ス

〔第一〕ニステルハ、國家元首ノ輔弼トナリテ、君權ノ諸方向ニ發輝スルヲ助クル者ナリ、凡ソ立憲君主國ノ如キハ、其君主政令諸課ノ處分ニ於テ、必、本課ヲ委任セルニステルノ輔佐ヲ假ラ

サルヲ得ス、而シテミニステルハ、其處分ニ就テ、
 必ス保任ノ義務ヲ負ハサル可ラス、○又民主國ト
 イヘ、一統領レアイデン、プレヲ以テ政府ノ主長ト
 ナセル國〔按〕北亞米利加ノ如キ是ナリ、瑞士ノ如
 キハ、數算ヲ以テ、政府ノ主長ト為ス、
 ニテハ、必スミニステル、即スターツセクレートル
 ヲ置テ、統領ノ輔佐ト為ス、但民主國ノ統領ハ、自
 ラ保任ノ義務ヲ負フカ故ニ、ミニステルノ為ニ、
 其權ヲ限制セラル、一、君主ニ比ス、レハ、更ニ少
 レ、
 ミニステルハ、決シテ國家元首ノ私臣ニアラス、

是故ニ元首ノ命令依囑ヲ、悉皆遵奉スルノ義務
 ヲ負ハサルノミナラズ、必亦自ラ任シテ、政府ノ
 嚮導トナリ、以テ君主ノ命令依囑スル所、實ニ法
 ニ合シテ、國家ニ賢慶ナリヤ否ヲ考定レ、且ツ自
 ラ見ル所ヲ以テ、之ヲ君主ニ論述スルノ權アリ、
 國政ノ大體ニ於テ、君主ノ所見、若シニステルト
 合セサルコトアルハ、是ニ由テ政府ノ能力挫折
 レテ、盛ニ發進スル能ハサルノ恐レアリ、是ヲ以
 テ君主ハ必ス其欲スル所ニ隨テ、自由ニミニステ
 ルヲ選任スルヲ得ルノ法アリ、故ニ他人強ヒテ

薦ハル所ノ人物アルモ、君主若シ之ヲ信セサレハ、必之ヲ舉ルヲ要セス、且、繼令、君主ノ舉ント欲スル人物ト雖モ、其人若、君主ヲ信セサレバ、亦必其選舉ヲ承奉シテ、ニニステルトナルヲ要セサルナリ、○君相相信スルハ、實ニ緊要ナリト雖モ、其間必、兄弟朋友ノ親愛アルカ如クナル可シト云フニハアラス、唯政治上ニ於テ、君主ハ其ニニステルノ才幹、實ニ現今ノ政令ヲ執ルニ堪ユルヲ信シ、又ニニステルハ、君主輔佐ヲ吾ニ任シテ、敢テ疑フ所ナキヲ信スレハ、即足レリ、

第二 國務ノ品類、及、方向ニ隨テ、之ヲ區分シテ、數部ト為スノ方法、數種アリ、但、事務ノ區域甚ク廣博ナル各部ハ、必、ニニステル一員、其首位ニ在リテ、之ヲ統括スルヲ善トス、何者、每部必、一人其精神ノ全カヲ以テ、之ニ任スル者アラサル可ラサレハナリ、○數部テ、ニニステルノ區分ハ、通例左ノ如シ、**甲** 外務省、イダス、オ 總テ外國交際、及ヒ其諸關係ノ事務ヲ掌ル、其他合邦各部ノ上、別ニ大政府アリテ、相統合スル者ヲ盟邦、按各國相盟合スル者云、米、瑞、士等ノ如シ、ニニステルノ如シ、ニニステルニ於テハ、兼テ其各邦聯合ノ事ヲ掌ル、

〔乙〕内務省、ダス、イ總テ國內諸部イン子レル、オ
ルガニスムス等〔按〕州縣ヲ總管シ、且、國內ノ諸政令ヲ掌ル、但、別種
 重要ノ事務ハ、別ニ諸省〔按〕以下諸ヲ置テ、之ヲ掌
 ラシム、

〔丙〕兵部省、キステリグスムニ、國家ノ兵備軍務ヲ掌
 ル、

〔丁〕警保省、ボステリツイミニ、國家ノ警保權ヲ掌ル、
 但、或ハ之ヲ司法省ニ合シ、或ハ内務省ノ屬司ト

ナセル國アリ、
 〔戊〕司法省、ユステリウツムニ、國家元首預ル所ノ司

法事務ヲ掌ル、〔按〕法院ト混ス可ラス、尚卷之
六第十七款ヲ参考ス可シ、

〔己〕財務省、ヒステリウツムニ、財務ノ權ヲ施行シ、財
 用ノ供給ヲ掌ル、

〔庚〕教部省、ニステリウツムニ、神教及ヒ諸學術ノ教
 育ニ關係セル事務ヲ掌ル、

〔辛〕土木ノ公役、及ヒ工商ノ事務ヲ掌ル所ノ省、ニ
バステリウツム、ヒュール、ウンヘントリヘ、アル、在昔ハ、
バイテリウツム、ハンデル、ウンド、ゲエルベ、

此事務ヲ、内務省、若クハ財務省ニ合併セシカハ、
 今時開化ノ世ニ於テハ、是等ノ事業ヲ盛大ニス
 ル、甚タ切要ナルヲ以テ、多クハ別ニ一省ヲ置

テ、之ヲ掌ラシム、

民主國ニ於テハ、或ハ合議官コルレギト、ヲ置テ、

右ノ諸事務ヲ掌ラシム、蓋シ民人政體デモカヲ

貴ヘル國ニ於テハ、總テ一人全權ヲ握リテ、事務

ヲ統括スルヲ嫌忌スルヲ、甚シキカ為ナリ、按瑞

ノ如キハ、合議官ヲ
置ク、米國ハ然ラス、

〔第三〕國家元首、右諸省ミニステルノ上ニ在リテ、

之ヲ統括ス、是故ニ君主ハ必ス、各ミニステルト親

シク接遇スルヲ要ス、但レ國政ノ大體ニ於テ、ミニ

ステル各負ノ所見、互ニ合同一致スルヲモ、亦甚

緊要ナリ、蓋各省ノ事務、互ニ關涉スル所アリテ、

甲省ミニステルノ處分乙省ミニステルノ處分

ニ利害ヲ生スルカ如キヲ、必シモ無キ能ハス、是

ヲ以テミニステル總負ヲ合シテ、ミニステル合

院ゲサトミニステリウム、按即ヲ設ケ、以テ共

ニ要務ヲ商議セシムルノ制度アルナリ、然ルニ

此制アラサル片ハ、ミニステル各負、各自ニ君主

ト議シテ、事ヲ決定スルノミニステル決シテ相共

ニ商議スルヲナキカ故ニ、政令ノ為ニ害アリ、○

ミニステル合院ノ内、相合同一致スル片ハ、其勢

力盛強ナルカ故ニ、君主及、兩院、并ニ國民ノ為ニ、
 壓制セラル、カ如キ、恐アルヲナシ、去レモ若シ
 ニステル相合同一致スルヲ甚シキニ過キテ、遂
 ニ君主ノ威權ヲ蔑如シ、其統御ヲ仰カサルニ至
 ルカ如キハ、甚不可ナリ、是故ニ君主タル者ハ、
 ニステルヲ各自ニ召シテ、政ヲ議シ事ヲ定ムル
 モ、決シテ妨ケナク、且、ニステル總負ノ中、一人
 ヲ決シテ、之ヲ退黜スルモ、亦決シテ妨ケナシト
 ス、
 ニステルプレシデント〔按〕ニステルノ首領
 ト云フ義ニシテ、本邦

大政大臣ノ職ヲ帶ス、又兼一人アリテ、ニステル
 一省卿ノ職ヲ帶ス、又兼一人アリテ、ニステル
 合院ノ首坐ヲ占ム、英國ニ於テハ、ニステル總
 負ノ中ニ於テ、必門閥品階ノ最モ貴キ者ヲ撰テ、
 之ヲニステルプレシデントト為スヲ善シト
 ス、是レ全ク形ヲ取り、實ヲ捨ツル者ナレモ、蓋英
 國ノ能ク實際ニ老練シテ、發明スル所以ナリ、然
 ルニ他各國ニ於テハ、多クハ實ニ政柄ノ大綱ヲ
 執レル者ヲ以テ、ニステルプレシデントト為
 スト常ナリ、○第一法〔按〕英國ニテ用
 フル法ナリ、ヲ用フルハ
 ハ、二個ノ利益アリ、何者、第一、君主猜忌ノ情ヲ生

スルヲ自ラ少ク、第二ニハ、實ニ政柄ヲ執レルニ
 ニステルヲ讐視セル徒ノ射レル箭直ニ此ニ
 ステルニ中ルヲ少クシテ、且其實權決シテ痿痺
 スルノ患ナケレハナリ、○然リト雖モ、第二法〔按〕
 政柄ヲ握レシトニステルヲ法ナリ、〔按〕用フル
 キハ、ミニステル合院能ク和同シテ、其勢力威強
 トナリ、且院中ノ序次、自ラ宜シキヲ得ルノ益ア
 リ、〔按〕中ニ於テ門閥品階ノ異ナキヲ
 合制〔按〕實ニ政令ノ大綱ヲ執レルニステル
 大ニ以テ、ミニステルプレシデントトナスキ

ハ、其威權愈盛ナルカ故ニ、自ラ君主猜忌ノ
 情ヲ發セサル能ハス、且此ニステルヲ讐
 視セル徒ノ之ヲ傾倒セシヲ謀ルモ、亦愈熾
 ナリト雖モ、門閥品階貴キ者ヲ、ミニステル
 プレシデントト為スルハ、權威甚盛ナラサ
 ルカ故ニ、君主ノ之ヲ猜忌スルモ自薄久且、
 此時ニ於テハ、實ニ政柄ヲ執レルニステ
 ルハ、譬ヘハ此門閥品階貴キニステルヲ
 干盾トシテ、自ラ其後面ニ潛伏スルカ如キ
 景狀ナルカ故ニ、之ヲ讐視セル徒ノ傾倒ヲ

謀ル勢力モ、自ラ殺弱スルナリ、

〔第四〕ミニステルハ、政令ノ處分ニ就テ、君主ニ自
 己ノ所見ヲ述告シテ、其裁定ヲ乞ヒ、及、君主出ス
 所ノ施令ノ文書ニ、共ニ連署スル者ナリ、又君主
 ハ、ミニステルノ論述スル所ヲ聞テ、其可否得失
 ヲ自由ニ思量シ、且、若、議政官木卷第六款ニ詳カ
 リ、ノ議ヲ聽カント欲セハ、則、召シテ之ニ謀リ、而
 テ自己ノ所見ヲ以テ、或ハ之ヲ採用シ、或ハ之ヲ
 採用セサルノ權ヲ有ス、君主縱令一ニハ政令ニ
 於テ、ミニステルノ議ヲ採用セサルトアリ、之

ニ由テ、ミニステル其職ヲ退クヲ要スルノ理、決
 シテアルナリ、蓋、君主僅ニ一ニノ議ヲ採用セザ
 ルハ、未タミニステルヲ厭惡スルニアラサレハ
 ナリ、去レモ若、此ノ如キ時ニ於テ、君相ノ際、其見
 ル所全ク相表裏シ、國政ノ大體ニ於テ、遂ニ後來
 其議論ノ和同セサル可キ勢、預シテ洞察ス可キ
 ニ至リテハ、已ムヲ得ス、其ミニステルヲ罷免ス
 ルノ外、決シテ他術アルコトナリ、而、テ其處分ニ至
 テハ、或ハ君主之ヲ罷免シ、或ハミニステル自ラ
 解職ヲ求ム可シ、兩様共ニ必、自由ナルヲ要ス、

君主ハ必^スニニステルノ建議ヲ俟^ツヲ要スルノ理
 ハ決^シテ之^ヲアラス、又預^メ自己ノ意見ヲ示^シテ
 ニニステルヲ静^ニ之^ヲ熟思^シ、其施行ノ方
 法ヲ設定^シテ、以^テ上聞^セシメ、而^テ其可否得失
 ヲ裁定スルノ權アリ、但^シニニステルハ、必^ス自己ノ
 所見ヲ君主ニ建白^シ、又君主ノ處分、或ハ不正不
 當ノトアレハ、之^ヲ諫諍^シ、君主若^シ之^ヲ聽カサル
 ハ、已^ムヲ得^ス連署ヲ辭^シ、其事ヲ輔佐セサル
 ヲ以^テ、自己ノ義務ト為^ス可^シ、
 日常小事^ヲ如^キハ、政令ノ要務ナラサルヲ以^テ、

君主專^ラ之^ヲニニステルニ委託^シテ、通例之ニ
 關セサルヲ善^トス、但^シニニステル事ヲ施行スル
 或ハ粗漏ニ涉^リ、又ハ專恣ノ處分ヲ為^ス等ノ恐
 アラハ、小事ト雖モ、君主必^ズ親カラ之^ヲ聞知セサ
 ル可^ラス、○政令諸務ノ方法ヲ一致^セシメテ、互
 ニ睽離セサラシメ、及ヒ公衆安寧ノ術ヲ營ム等
 ノ如キ、大政務ニ至^リテハ、君主必^ズ怠慢ナク、丁寧
 綿密ニ注意^シ、而^テ其力ノ及^フ限^リハ、必^ズ自^ラ主
 トナ^リテ、之^ニ從事スルヲ要^ス、但^シニニステルノ
 輔佐ヲ假^ルハ、固ヨリ當然ナリ、總テ君相ノ際、互

ニ其處分ニ就テ、隱秘スルハ、甚、不可ナリ、
 〔第五〕君主實ニ施行セント欲スル政令ノ文書ニ
 ハ、必、其事ニ參與セルニニステル、君主ト共ニ連
 署スルヲ要ス、若、此連署ナキ文書ハ、未、眞實ノ政
 令タルヘキ形貌ヲ得サル者トス、ニニステル斯
 連署ヲ為スキハ、之ニ由テ、其處分ヲ保任スルノ
 義務ヲ負フ可シ、故ニ若、其處分ノ不正不當ナル
 カ為メニ、他日罪ヲ受ルコトアルニ方リテ、嘗テ特
 一君命ニ由テ、處分セシ由ヲ辯スルハ、決シテ其
 罪ヲ免カル、能ハサルコト當然ナリ、總テニニステ

ルタル者ハ、敢テ君主ノ非ヲ舉クテ、自ラ其罪ヲ
 遁ル可ラス、政令處分ノ惡キハ、全、自己ノ罪ナリ
 ト為シ、又其處分ノ仁善ニシテ、公衆ノ之ヲ感戴
 スルニ至ルハ、全、君主ノ功ナリト為スヲ要ス、
 ニニステル保任ノ形狀ニ數種アリ、
 〔甲〕公論トヘシトリヘ、マイヌシニ對シテ保任ス
 可シ、凡、出版ノ自由ヲ許セル國ニ於テハ、天下
 千万ノ眼目、悉クニニステルノ舉動ヲ注視ス、出
 版自由ノ國ニテハ、新聞ヲ以テ、善惡ニ就キ、ニニ
 ステ、ルノ舉動ヲ公告スルカ故ニ、天下悉ク之ヲ
 知テ、論ナリ、故ニ其一舉一動、直ニ天下ノ評論ニ
 フ得ルナリ、

掛ラサル者ナシ、殊ニミニステルヲ讐視スル黨
 與ノ論ニ至テハ最モ其盛ヲ極ム、方今各國共ニ、
 君主其處分ヲ保任セサルノ規律アリト雖モ、此
 規律決シテミニステルノ罪ヲ掩フ能ハス、且、縱
 令、君主言ヲ設ケテ、ミニステルノ非ヲ庇護セン
 ト欲シ、某處分ハ、決シテ獨、ミニステル自己ノ意
 ニ出ルニアラス、他特ニ吾意ヲ體シ、吾命ヲ奉シ
 テ、行フ所ナリト説クト云フ所、亦決シテミニス
 テルヲ救フニ足ラサルナリ、

〔乙〕兩院ニ對シテ保任ス可シ、兩院ハ、公衆ニ代

リ、其不平ノ意ヲ遞傳シテ、君主ニ告訴スルノ權
 利アリ、且、專ラ其事ヲ處分セシミニステルニ、處
 分ノ嫌疑スヘキ所以ヲ、告述スルノ權利アリ、
 ミニステル若シ兩院多數ルハ、カハムハイト、デノ望
 ヲ失フ所ハ、國家ノ為メニ甚、重害タリ、何者、形勢
 此ノ如クナルニ至ル所ハ、兩院ミニステルノ處
 分ニ就キ、其方法ヲ准許スルヲ欲セサルカ故ニ、
 縱令、其方法中、公衆ノ為メニ仁善ナルコトアルモ、或、
 阻閣セラレテ、遂ニ行フ能ハサルニ至レハナリ、
 是故ニミニステル大ニ兩院ノ嫉惡ヲ受ケテ、遂

ニ銷ス可ラサルニ至リテハ、已ムヲ得ス其職ヲ
 罷免スルノ外、他術アルナシ、去レ氏此事決シテ、
 國法ノ規律タルニハアラス、既ニ各國ニ於テ唯
 兩院少數デハ、カムメルハイト、ノ左袒ヲ得タルニ
 ステル、多數ノ嫉惡ヲモ顧ミス、猶多年ノ間、自若
 トシテ其職ニ止マリシ例少カラス、○英國ニテ
 ハ、往昔ヨリ巴力門政令パルラメニツレギル
門ノ威權盛ニシテ、專ノ法行ハレテ、巴力門ノ威
政令ノ實權ヲ握ル、實ニ驚クニ堪タリ、蓋若他ノ立憲
 各國ニ於テ、巴力門ノ威權、此ノ如ク盛強ニ過ル

ルハ、殆ト治安ニ害アルヤ、必然ナリト雖モ、英國
 ニテハ、此法却テ治安ニ益アリ、故ニミニステル
 若、巴力門ノ為ニ一敗ヲ取ルヲアレハ、動モスレ
 ハ、其職ヲ辭スルニ至ル、從來ノ風習トナレリ、
 然ルニ此國ニ於テスラ、古來二三ノミニステル
 ハ、大ニ下院ノ嫉惡ヲ受ケテ、尚且、數年間、能ク政
 柄ヲ握リタリキ、例ハ賢相ピットト一千七百五十
百零六年ノ如キ則チ是ナリ、○蓋若大地各國ニ
テ、ミニステル一敗ヲ取ル毎ニ、輒チ其職ヲ辭ス
 ルノ風習アルルハ、國家ノ為ニ甚不利ナル可シ

ト雖モ、英國ニテハ、却テ不利ナラサルハ、何ヤ、英國ニテハ、君主及、兩院ノ信ヲ兼テ得タル人傑少カラズ、且、此國ニテハ、國家ノ礎石トナリテ、強盛ノ威權ヲ備フル者ハ、貴族、富人、及、識者ニシテ、貴族ハ、父祖ノ品行ヲ墜サシテ、恐レ、富人ハ、自己ノ利ヲ失ハシテ、恐レ、識者ハ、其道ニ背カンコトヲ恐ル、カ為、ニ、輕舉暴動ヲナシテ、敢テ政府ニ抗拒セント欲スルノ意アラサレハナリ、然ルニ大地ノ羅馬人種各國、及、日耳曼人種各國〔按前冊ノ如キハ、未タ英國ノ如ク、真ノ靜寧ヲ得ル能ハスレ

テ、殊ニ平民〔按殊ニ貧賤無ノ權、甚、強大ニ過ルヲ以テ、縱令、ミニステル一旦兩院多數ノ嫉惡ヲ受ルヲアリテ、敢テ之ヲ顧ミス、自若トシテ其職ニ止マルヲ緊要トス、但、ミニステル若、終始多數ノ嫉惡ヲ受ルニ至リテハ、執復、其職ニ居ル能ハサルハ論ヲ俟タス、

○當時下院君主ニ抗疏シテ、左ノ旨ヲ述タリ、曰ク、「政府若、ホルク〔卷之六上ノ代者タル臣等ノ信セサル政令ヲ執テ、敢テ改メサルハ、必、國家ノ安寧ヲ害ス可シト、〔按蓋、ビトヲ惡テ、此

然ルニビツト其後遂ニ天下ノ信ヲ得タリ、故ニ
下院改選ノ後ニ及テハ、其多數悉クビツトニ左
袒スルニ至レリ、〔按〕方令普國ノ賢相諷諭ノ
望ヲ得ル方令至レリトゾ、
是故ニ通例ノ景狀ヲ以テ論スレハ、〔ミ〕ニステル
トナリテ、國務ヲ掌ルヘキ者ハ、必ス君主及、兩院ノ
信ヲ得ル者ナル可シ、

〔丙〕國事ノ告訴カスライツアルニ方リテハ、國事法
院〔ゲ〕スライツニ對シテ、保任ス可シ、國事ノ告訴
ヲ為スノ法ハ、各國ニ於テ相殊ナリ、或ハ各院各

自ニ之ヲ為シ得ルノ國アリ、或ハ獨リ百姓院〔ホ〕
〔按〕即下院ナリ、之ヲ為シ得ルノ國アリ、或ハ兩院
合シテ、始テ之ヲ為シ得ルノ國アリ、唯兩院合シテ
始テ告訴ヲ為シ得ルノ國ニ於テハ、告訴ノ事甚
限制セラル、ナリ、〔按〕蓋、兩院ノ論一致セサレハ、
○又此ノ如キ告訴ノ審判ヲ掌ルヘキ官ニ至リ
テモ、各國復、相同シカラス、或ハ上院之ヲ掌リ、或
ハ別種ノ國事法院之ヲ掌ル、〔卷〕ノ五、第十、一、第十
〔可〕

〔第六〕〔ミ〕ニステルノ政令ニ關セル保任〔ボ〕セヘルチ〔ア〕

リトヲカイト、ハ其法律ニ關セル保任ヘリスチセ、
 フカイト、トハ相異ナリ、政令ニ關セル保任ノ制、
 全備セル國ニ於テハ、ミニステル唯見ル所ヲ懲
 リ、不當ノ政令ヲ為セシ時ト雖、亦得テ之ヲ告
 訴スルヲ許スカ故ニ、ミニステル必ス其處分ノ保
 任ヲ辨解セサル可ラス、之ヲ政令ニ關セル保任
 ノ辨解ト云フ、但、ミニステル若現存ノ法制(國憲
 及憲法)ヲ毀損シ、及ヒ罪科ヲ犯セシ時ニアラサ
 レハ、決シテ法律ニ關セル保任ノ辨解ヲ為スヲ
 要セス、○是故ニ、政令ニ關セル保任ノ辨解ハ、縱

令、ミニステル背法ノ罪科ナシト雖モ、其理治不
 當ニシテ、國家ノ安寧ヲ營ムニ足ラサル時ニ於
 テ為ス可ク、又法律ニ關セル保任ノ辨解ハ、唯法
 ニ戻レルヲ為セシ時ニ於テ、ミニステル若右二様ノ保任ニ背
 瑞典國ニテハ、ミニステル若右二様ノ保任ニ背
 ケルキニハ、別ニ其告訴ヲ掌ルノ官アリ、乃チ
 ニステルノ政令不當ナル時、及現存ノ法制ニ背
 ケル時ニ於テハ、共ニステル_デ府_{ナリ}、按即代國ノ一部
 局之ヲ告訴スルヲ得、按瑞典國ニテハ、代國府中
 掌センハ、其中國憲ヲ保護スルヲ掌ル一局アリ、
 此局即ミニステルノ罪過ヲ告訴スルヲ掌ルナリ、

憲法 卷七 六部 省

リ、但政令不當ナルハ、之ヲステンデ〔按〕代國府
ス、ニ告訴シ、若國憲及憲法ニ背戾セルヲアルハ
ハ、スターツアーレンワルト〔按〕罪犯者ヲ追捕シ、及
ル官ナリ、卷之八ノ紹介ヲ以テ、之ヲオイベルス
第四款ニ詳ナリ、〔按〕最高ニ告訴スルヲ得ルナ
テ、ル、ゲリフツホフ〔按〕法院、
リ、○ステンデ其一部局ヨリ告訴セシ旨意ヲ思
量シテ、若理アリトスルハ、其事ヲ君主ニ聞シ、
告訴セラレタルヲ〔按〕議政若クハスターツ
セクレテール〔按〕ニニス〔按〕テ、罪ニシテ請フノ權ア
リ、凡〔按〕ラトタル者ハ、能ク其任ニ堪ユヘキ材能

ヲ具ヘ、且能ク實際ニ練磨シ、兼テ公正廉ニシ
テ能ク天下ノ人望ヲ得ルヲ要スルヲ、國家ノ憲
法ナリ、故ニ若其政令不當ナルカ為ニ告訴セラ
ル、キハ、既ニ天下ノ人望ヲ失フヲ明瞭ナルヲ
以テ、仍長ク其職ニ在ル能ハサルヲ、固ヨリ明ナ
リ、○但國事法院〔按〕デ、リフト、ハ、法律ノ規律ヲ以テ、
其犯人ノ罪科ヲ審判シ、而シテ之ニ法律上定ム
ル所ノ刑ヲ加ス、
英國ニテハ、右論スルカ如ク、政令ニ關セル保任
ト、法律ニ關セル保任トノ別ヲ立ルヲナシ、故ヲ

國法 卷七 上 幸 文部省

以テミニスレルノ事ニ就テ、告訴スヘキコトアル
 其ハ、總テ其事ノ、或ハ專ラ政令ニ關シ、或ハ專ラ
 法律ニ關スルニ論ナク、下院之ヲ告訴シテ、上院之
 ヲ審判ス、且、此國ニテハ、ミニスレルノ施行セシ
 所業中ニ就テ、必、告訴スヘキ所業ト、告訴ス可ラ
 サル所業ノ區別ヲ立テ、及、刑罰ヲ加フヘキ所業
 ト、刑罰ヲ加フヘカラサル所業トノ區別ヲ判チ、
 或ハ保任法ハルアレントヲルカイトツダセ
 及、處刑法ストラフダシニ關シ、
 及、處刑法ストラフダシヲ刑スル法ナリ、
 ヲ以テ、甚、緊要ト為サス、唯時ニ臨テ、國家ノ為ニ

至當ノ處置ヲ施スヲ以テ、緊要ト為ス、○此國
 往昔ハ、甚、慘酷ノ處置多カリシカ、爾後實際ニ練
 磨スルニ隨テ、漸ク變シテ寬仁ノ處置ヲ為スト
 トナレリ、又北亞米利加ニ於テハ、政令ニ關セル
 事、及、法律ニ關セル事共ニ、都テセナト按上院
 其告訴ヲ受ケテ、之ヲ判定スト雖モ、其權亦限制
 スル所アリテ、唯、纒カニ放職エントセ、及、不應官ム
 ツクニヘヒダカイト按職官ニ應セスノ罰ヲ
 トシテ、罷免スルノ義、猶、再考スヘシ、
 加フルノミ、若、刑法ヲ以テ刑罰ヲ加フルコト、當然
 ナル可シト思フ其ハ、其審判ヲ尋常ノゲスタル

子ンゲリフト〔按〕ゲスヲル子ノ用ハ、卷之八ニ詳カ
 ナニ委スル法ナリ、余カ所見ヲ以テスレハ、此法
 蓋、英國ノ法ノ全備セル者ナラン、

○英國ノ法學士中、或ハ尋常刑法ノ理ニ由テ、
 唯罪犯アル時ニ於テノ、保任ノ法ヲ用ヒ、其
 餘ハ之ヲ用ヒサルノ規律ヲ立テント欲セル
 者アリシカ氏、此論遂ニ行ハレサリキ、
 佛國ニテハ、〔按〕ニステル唯國家ニ對セル罪犯タ
 一トナセリ、凡、告訴スヘキ罪ハ、第一ニ、謀叛ノ罪
 ハルヲトシ、〔按〕トハ、即、總テ君主、及、國家、并ニ國憲
 フ危ウスルヲ云、第二ニ、民財ヲ剝奪スルノ罪、
 プレックスング例語ニ、即、法ニ背イテ、稅斂ヲ厚クシ、
 コンキラシオント云、
 賄賂ヲ貪リ、官金ヲ私賍スル等ノ、復、之ニ屬ス、
 第三ニ、忠義ヲ捨テ、其職掌ニ背クノ罪、
 リンカシオント云、
 其他總テ憲法ニ背戾スル罪、
 權威ヲ恣ニスル罪、并ニ總テ國家ノ公益公利ヲ
 損害スル罪〔按〕政令不當等、並ヒニ亦之ニ屬ス、

ナルノ罪モ亦、國家ニ對セル罪犯ノ部ニ屬スル
 一トナセリ、凡、告訴スヘキ罪ハ、第一ニ、謀叛ノ罪
 ハルヲトシ、〔按〕トハ、即、總テ君主、及、國家、并ニ國憲
 フ危ウスルヲ云、第二ニ、民財ヲ剝奪スルノ罪、
 プレックスング例語ニ、即、法ニ背イテ、稅斂ヲ厚クシ、
 コンキラシオント云、
 賄賂ヲ貪リ、官金ヲ私賍スル等ノ、復、之ニ屬ス、
 第三ニ、忠義ヲ捨テ、其職掌ニ背クノ罪、
 リンカシオント云、
 其他總テ憲法ニ背戾スル罪、
 權威ヲ恣ニスル罪、并ニ總テ國家ノ公益公利ヲ
 損害スル罪〔按〕政令不當等、並ヒニ亦之ニ屬ス、

獨乙ニテハ從來專ラ法律ニ背ケル罪ニ著眼シテ、政令ヲ害セル罪ニ注意スルヲ甚少シ、是故ニ其審判ヲ以テ唯國事法院ニ任シテ、嘗テ政府ニ任スルヲナシ、

第七

ミニステルノ保任、有名無實トナラサルヲ

要スルカ故ニ、各國共、近令ノ國憲ニ於テハ、君主ミニステルノ罪過ノ查問ヲ停止スルノ權、及其既ニ審判セル罪ヲ赦ス等ノ權利ヲ限制シ、或ハ廢棄シタリキ、○按君主查問ヲ停止シ、或ハ罪ヲ赦ス等ノ權ハ、卷之六第十七款ニ詳ナリ、

○比耳時ノ國憲第九十一章ニ云、カサチオンスホフ按上等法院、ミニステルノ罪ヲ審判スル片ハ、立法府ノ一院、其赦罪ヲ請フニアラサレハ、君主敢テ之ヲ赦ス可ラスト、

大井潤一 校

國語

卷也

六喜省

國語
卷也
六喜省

